

総務常任委員会調査事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	持続可能な自治会運営について	地 域 政 策 課

令和 7 年 9 月 5 日

持続可能な自治会運営について

1 単位自治会の現状について（参考資料）

- (1) 沿革
- (2) 特徴
- (3) 目的（役割）
- (4) 現況
- (5) 取組

2 単位自治会・自治会連合会と市との関わりについて（参考資料）

- (1) 自治会総連合への業務委託・謝礼金
- (2) 自治会連合会・単位自治会への各種委員推薦依頼
- (3) 自治会連合会・単位自治会への各種補助金等

3 単位自治会と関係の深い業務と所管課について（参考資料）

- (1) 関係所管課

4 市から見た単位自治会における主な課題について

- (1) 自治会加入率の低下
- (2) 担い手不足
- (3) 自治会（役員）の業務負担

5 現在行っている市から単位自治会に対する主な支援について

- (1) 転入者への加入促進チラシの住民窓口での配付
- (2) 加入促進月間に合わせて、広報紙への自治会特集記事の掲載
- (3) 自治会の負担軽減（回覧・ポスター等依頼時のルールの徹底）
- (4) 補助金の交付
- (5) 自治会の合併に関する相談

自治会長ハンドブック

令和7年度



小田原市自治会総連合

目 次

第1 自治会とは

はじめに	1
自治会の沿革	1
自治会とは	2
自治会の特徴・自治会の目的・自治会長の職務・	3
自治会の現況・小田原市の自治会の取組	4

第2 小田原市自治会総連合とは

小田原市の自治会組織	5
自治会総連合の目標	6
令和7年度自治会総連合事業計画	7
小田原市自治会総連合規約	9
小田原市自治会総連合表彰規程	15
小田原市自治会総連合表彰規程内規	17
小田原市自治会総連合弔慰金等贈呈内規	19
小田原市自治会総連合積立金規程	20
自治会総連合の定例会議及び派遣委員について	21

第3 市役所との関わり

自治会へ交付される委託料・補助金・謝礼金等・ 22

自治会と関係の深い問い合わせ先と説明・ 27

自治会と関係の深い問い合わせ先・ 27

回覧・ポスターの配布について・ 29

小田原市自治基本条例について・ 30

タブレット端末について・ 32

地域コミュニティ推進事業・ 36

小田原市地域コミュニティ組織基本指針について 40

自治会の法人化について・ 40

タウンセンターについて・ 42

おだわら市民交流センターUMECOについて・ 44

市民活動団体とのネットワーク事業について・ 46

ボランティア活動補償制度について・ 46

防犯灯の維持管理について・ 48

大規模工事に伴う交通安全協定について・ 49

交通安全施設の設置・修繕について・ 50

放置自転車等の撤去について・ 50

防災教室について・ 51

「きらめき出前講座」・「きらめき体験学習について」 52

道路工事における説明について・ 53

小田原市指定ごみ袋の購入について・ 53

ごみ集積場所の管理について・ 54

紙・布類の戸別収集サービスについて・ 54

火災と紛らわしい煙や火を発生するとき・ 55

(参考)

自治会の会計処理について・ 56

自治会総連合設置の印刷機について・ 57

自治会カードおだわら事業について・ 58

自治会の合併について・ 59

個人情報保護法について・ 60

情報発信について・ 64

第1

自治会とは

はじめに

東日本大震災や昨年発生した能登半島地震などの地震災害、児童を狙った卑劣な犯罪等々、目を覆いたくなるような出来事が起きると、必ず、マスコミなどで、地域の重要性、住民同士の心の繋がり的重要性が叫ばれています。

事実、被災地の報道を見ていますと、住民同士が励ましあって恐怖を和らげている姿や「一緒に乗り越えた」というコメントも数多く聞きます。

また、警察によりますと、住民同士の繋がりは犯罪の抑止効果としても有効だといわれます。防犯パトロールや下校時の見守り活動をしている地域は、明らかに犯罪が減少しているという統計もでているようで、目に見えない心のバリアが地域を守っているようです。

地域の住民にとって、住民同士の心の繋がりが、地域を守るバリアとなります。それならば、なおさら私たちは、色々な意味で、このバリアを強固なものにしていかなければなりません。

私たちは、昔は当たり前であった隣人同士の繋がりを、今の時代に、再度求められていることを認識しなければなりません。そしてこのことは、私たち自治会にとっても非常に追い風になっていると思います。

同じ地域の人々が、仲良く助け合って暮らしていこうとする考えは、今も昔も変わっていません。

このように住民同士の繋がりに基づいた自治会活動をより活性化するため、自治会長さんや自治会役員の皆さんの活動の手引きとして、この冊子を作成しました。

今後、この冊子をご利用いただき、地域における住民同士の繋がりを強化するための活動や、より良いまちづくりのために役立ててくださるようお願いいたします。

自治会の沿革

ゆるやかに流れる酒匂川を中央に、背後に箱根山、前面に青く光る相模湾を望む風光明媚な地、小田原。中世から近世へ日本の歴史を転換させた英雄たちの熱い戦いの舞台であり、関東地方の要として、宿場町として、さらに城下町として、今につながる産業や文化が大いに栄えた町です。

こうした歴史と文化に、また、自然にも恵まれた小田原に、戦後まもなく行政への橋渡し役として地区広報委員会が結成され、昭和27年には、各地に続々と自主的な住民組織が結成されました。

そして、昭和31年、その地区広報委員会から小田原市に対し、住民組織結成の促進についての指導要請がありましたが、市としては、戦時中における町内会等と異なり、あくまでも地域住民の盛り上がりをもって対応することにしました。

しかし、ようやくその機運が熟したことから、各都市の経過等を調査するなど

慎重に検討を重ね、「自治会設置要綱」「自治会規約案」等、「住民組織の考え方の基準」を地区広報委員会に提示しました。

自治会の結成については、地区の実状に応じた自主性に任せていましたが、昭和33年に至り、市内各地区の住民総意による自治会の結成が進み、同年の7月に全市域にわたって163地区自治会の設置が完了し、この自治会が地区連合となって22連合会が設けられ、さらにこの連合会は、南・北・東ブロックを構成し、それぞれ3名の世話人を置いて運営されることになりました。

その後、昭和37年4月に小田原市自治会連合会が組織され、昭和40年12月にその名称を小田原市自治会総連合と改めました。

昭和46年には橘町の合併により自治会連合会が24、昭和51年には富水地区が東富水地区を分割し自治会連合会が25、平成25年には下府中地区が富士見地区を分割し26地区自治会連合会となりました。

(令和7年4月1日現在)

戦後まもなく	行政への橋渡し役として、地区広報委員会が結成される。
昭和27年	平和条約の締結とともに全国各地に自主的な住民組織が続々と誕生した。
昭和31年	地区広報委員会から市に対し、住民組織の結成についてその指導が要望され、市は各都市を調査検討し、自治会の「設置要綱」「規約」の考え方の基準をつくり、地区広報委員会に示した。
昭和33年 7月	市内全域にわたり住民の総意による自主的な地区自治会が163設置され、22地区に連合会が組織された。
昭和37年 4月	小田原市自治会連合会が組織された。
昭和40年12月	名称が小田原市自治会総連合と改められた。
昭和46年	橘町の合併により、24連合会となる。
昭和51年	富水地区が東富水地区を分割する。25連合会となる。
平成25年 4月	下府中地区が富士見地区を分割する。26連合会となる。

自治会とは

自治会とは、私たち市民が地域で仲良く助け合い暮らしていくために自主的に結成された組織です。

今日の暮らしは、複雑化し、多くの問題を抱えていることから、自治会に加入し、地域の人々と気軽に付き合い、1人でその問題を考えず、悩むことなく、地域みんなの力を結集して問題解決を図っていくことが望ましいと思います。

そのためには、地域における行事や活動を通じ、連帯感を醸成し、住み良いまちづくりを推進することが大切です。

自治会が、趣味やスポーツなどの親睦団体と異なるところは、そこに居住する人々がいろいろな活動や行事を通じ、協力して住みやすくするという目的を持っていることです。

現在、小田原市には249の自治会があり、市内の約6.7%の世帯が加入しています。

自治会活動の根幹は、地域の相互扶助であり、自治会活動を活性化するためには、多くの方が気軽に地域の行事に参加できる機運を醸成することが大切で、そのためにも自治会のことを理解していただきながら加入促進を図らなくてはなりません。

自治会の特徴

- 1) 一定の区域に住んでいる人々による自主的な任意組織です。
- 2) その地域に住んでいる人は、誰でも会員になることができます。
- 3) ある特定の目的を持った組織でなく、その区域住民の生活や福祉の向上を目的とする組織であり、その地域的区画内に生ずる様々な問題を扱うという側面を持ちます。
- 4) 住民の合意に基づく組織であり、特定層の営利や宗教または政治的党派性等を持ち込んではいない組織です。

自治会の目的（役割）

自治会活動の目的は地域住民の融和と相互扶助にあり、住民同士の心の通い合う、住みやすい地域をつくることが目的です。

そのためには、あいさつ運動などの自治会の活動を通して、隣同士のコミュニケーションを活発にし、気軽に地域の行事に参加できる雰囲気醸成する必要があります。

また、自治会は、住民と行政との橋渡し役としての役割があるとともに、行政にとっても、円滑な行政運営を進めていくために必要な存在となっています。

更に、地震や自然災害に強いまちづくり、地域の環境美化を進めていく上でも重要な団体です。

今後、地方分権により、自己責任に基づく自主的な市民参加型のまちづくりが必要となりますが、自治会活動はその中心的な役割を担うと考えます。

自治会長の職務

自治会長は、住み良いまちづくりを目指して自主的に結成された自治会の代表者です。

自治会は、一定の地域を基盤として組織され、その中で通常は、組または班に分かれて活動しています。

活動には、地域の連帯を高めるため、夏祭りや運動会などを開催し、地域の美化清掃、地震等の災害に備えて自主防災にも力を入れています。

自治会の現況

小田原市の自治会加入率は、約67%であり、神奈川県内の近隣市と比べて、比較的高い加入率を維持しています。

小田原市の人口と世帯（令和7年4月1日現在）

人 口 185,293人

世帯数 85,965世帯（一世帯当り約2.16人）

◎自治会加入世帯数 57,653世帯（加入率67.0%）

1自治会の平均加入世帯

23.2世帯

最多 1,090世帯（荻窪自治会）

最少 7世帯（三国自治会）

近隣市町の加入率（令和6年度 基準日は市町により異なります）

市 名	自治会加入率
横須賀市	79.1%
藤沢市	66.0%
茅ヶ崎市	71.6%
平塚市	65.1%
厚木市	55.8%
海老名市	60.2%
大和市	56.8%
伊勢原市	75.1%
秦野市	55.1%

小田原市の自治会の取組

私達は、地域に住む方々の間に「ふれあい」や互いに協力する「相互扶助」の関係を築くため、様々な活動を行っています。

そして、従来から小田原市は「自治会がしっかりしている」或いは、「自治会の活動が盛んだ」などと言われてきました。

このことは、自治会の加入率が他都市に比べて高いことから伺えることですが、それ以上に、小田原に住む多くの方が「ご近所や地域と協力して暮らしていこう」と考えているからではないでしょうか。

現在、全国的に、ご近所付き合いや地域でのコミュニケーションの不足が問題視されていますが、小田原市の自治会では、老若男女そして、古くから住んでいる方も最近住み始めた方も、お互いを尊重しつつ互いに支えあって暮らすため、次のような活動を行っています。

（7ページの小田原市自治会総連合事業計画を参照してください）

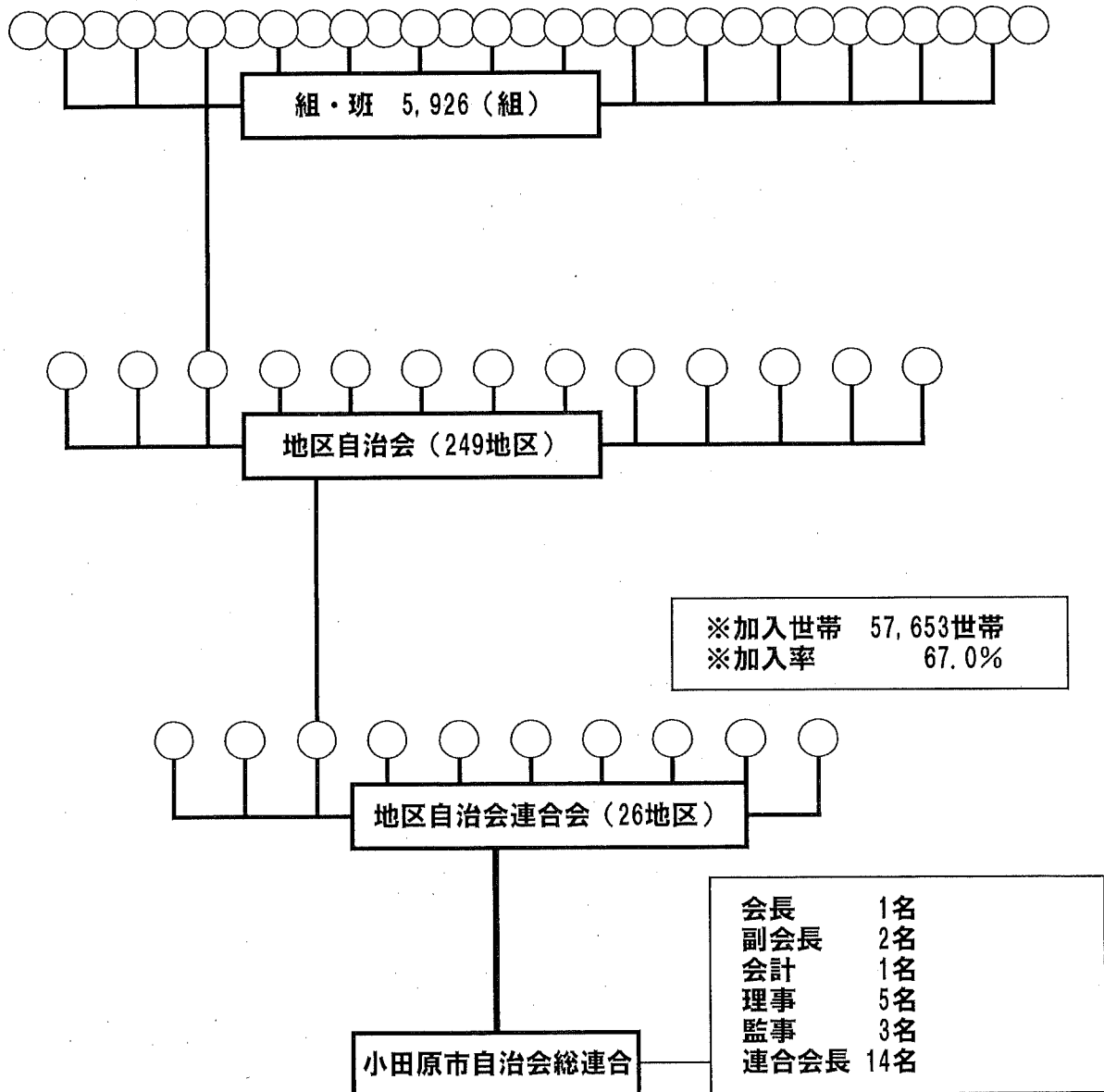
第2

小田原市

自治会総連合とは

令和7年4月1日現在

小田原市の自治会組織



自治会総連合の目標

近年、地域住民の価値基準の変化にともない、連帯感や協調意識が希薄となり、自治会活動に無関心、消極的な人々が増えてきています。

地域住民が共に支えあい、安心して暮らしやすい地域社会をみんなで作っていくためには、地域で自主的に組織された自治会が相互扶助と融和を積極的に働きかけていくことが必要です。

このため、小田原市自治会総連合では、次の項目を目標とし、時流に即した柔軟な自治組織づくりを推進し、地域における福祉の増進を図ることとします。

- (1) すべての地域住民にわかりやすい活動を目指し、地域活動（自治会活動）を活性化させます。
- (2) 自治会加入率の低下を抑止するため、加入促進体制を推進します。
- (3) 安心で安全な市民生活の実現に向かっての運動を推進します。
- (4) 地域内の各種団体、ボランティア等との連携強化による地域づくりを推進します。
- (5) 地域の繋がりを強化し、地域における福祉増進の確立を目指します。
- (6) 地震災害等に備えて、地域自主防災組織の支援をします。
- (7) 住民一人ひとりの環境問題に対する意識の醸成に努めます。
- (8) 地域をあげて、青少年の非行防止と健全育成に努めます。
- (9) 地域自治を推進し、行政機関との協働を図ります。
- (10) 他市町村の自治会との交流を深め、自治会の地位向上に向けた連携を図ります。

令和7年度小田原市自治会総連合事業計画

○令和7年度事業計画

自治会は、あいさつ運動などを通して隣同士のコミュニケーションを活発にしながら、地域の防災や環境美化で重要な役割を担うなど、安心して住みやすい地域社会を形成するために活動してきました。また、小田原市自治会総連合は、自治会相互の連絡協調を保ち、地域社会の向上、市民の福祉増進を図っています。

本格的な地方分権時代の到来により、地域には真に自立するための基盤の確立が求められていることから、小田原市には自治基本条例による自主的な市民参加型のまちづくりを期待しつつ、自治会は行政や市民活動団体と連携しながら、その中心的な役割を担っていきます。

本年度は、昨年度に引き続き、今後の地域活動確かなものとするため、自治会への加入をより促進するとともに、住民の安全を確保するために「安心安全まちづくり運動」を推進し、明るく暮らしやすい地域社会づくりを進めるなど、これまでの活動を一層強化して、将来に向けた地域の新しい仕組みづくりに総力をあげて取り組みます。

○事業

1 地域力の向上（自治会組織の強化）

（1）地域の新しい仕組みづくりの推進

- ①各地域内における各種団体との連携の強化
- ②地域コミュニティ組織の活動の活性化
- ③地域別計画の推進
- ④各地域間相互の情報交換

（2）各種団体との連携の推進

- ①地域活動推進協議会の活性化と加入団体の拡充及び情報交流の活性化
- ②各地域内の各種団体との情報交換会議の開催

（3）会員加入促進対策

- ①マンション代表者等との情報交換会議
- ②加入促進ハンドブック、リーフレット、ポスターの活用
- ③自治会加入促進月間の実施
- ④自治会カードおだわら事業の実施
- ⑤宅建協会との連携

（4）あいさつ運動の推進

2 安心安全まちづくり運動の推進

（1）地区防災計画の浸透

- ①自主防災組織の強化
- ②広域避難所体制の確立
- ③一時避難場所の周知徹底

- ④市地域防災計画の改訂に伴う地区防災計画の見直し
- (2) 防犯活動の強化
 - ①防犯意識の啓発
 - ②地域見守りパトロールの推進
 - ③振り込め詐欺被害防止のための啓発
- (3) 交通安全運動の推進
 - ①交通安全意識の啓発
 - ②子ども・高齢者等の交通事故防止等の強化
- 3 環境問題への取組み
 - (1) 身近な地球温暖化対策の推進
 - (2) ごみの減量化と再利用の推進
 - (3) 地域環境美化運動の支援
 - (4) クリーンさかわ等の河川、海岸清掃の実施
- 4 自治会長の意識向上
 - (1) 連合会長会議の開催
 - (2) 自治会長大会の実施
 - (3) 研修会の実施
 - ①新任自治会長研修会
 - ②ブロック別自治会長会議（東部・北部・南部）
 - ③地域活動シンポジウムの開催
 - (4) 自治会長等功労者の表彰
- 5 情報発信機能の充実
 - (1) 自治会だより「人・まち・ふれあい」の発行
 - (2) 自治会長ニュースの発行
 - (3) 総連合ホームページの活用
 - (4) FMおだわらの活用（地域情報の発信）
 - (5) 回覧・掲示板の有効活用
 - (6) タブレットの有効活用
- 6 行政との連携
 - (1) 首長、議会との意見交換
 - (2) 行政との懇談
- 7 他市町との連携
 - (1) 全国自治会連合会大会への参加及び先進都市視察の実施
 - (2) 県内自治会連合会との連携
 - (3) 近隣市町との連携

小田原市自治会総連合規約

制定 平成 8 年 4 月 23 日
改正 平成 17 年 4 月 14 日
改正 平成 20 年 4 月 14 日
改正 平成 23 年 4 月 15 日
改正 平成 24 年 4 月 12 日
改正 平成 25 年 4 月 12 日
改正 平成 29 年 4 月 11 日
改正 平成 30 年 2 月 1 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、小田原市自治会総連合と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、小田原市役所内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、小田原市内の自治会が相互に連絡協調を保ち、地域社会の向上、市民の福祉増進を図るとともに、市の行政事務に協力し、市政の円滑な推進に資することを目的とする。

(組織)

第 4 条 本会は、地区自治会長をもって組織する。

(地区自治会連合会長)

第 5 条 本会の運営を円滑にするため、地区自治会連合会長(以下連合会長と記す)がこれにあたる。

第 2 章 事業

(事業)

第 6 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区自治会又は地区自治会連合会からの要請により、その活動に対して、助言又は助力をする。
- (2) 市の地区行政事務に協力し、市政の円滑な推進に資すること。
- (3) 各種研修会の開催及び優良都市の視察の実施
- (4) 自治会だよりの刊行及び各種広報活動の推進
- (5) 自治会長大会の開催
- (6) 自治会活動に功労のあった者の表彰
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事項

第3章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 理事 9人(会長、副会長及び会計を含む。)

(役員等の選出)

第8条 役員等は、次により選出する。

- (1) 理事及び監事は、別表第1に定めるところにより選出する。
- (2) 会長、副会長及び会計は、理事の互選により選出する。

(役員等の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- 3 会計は、本会の収支の経理に当る。
- 4 理事は、本会の重要事項を審議する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

(役員等の任期)

第10条 理事及び監事の任期は、1期2年とし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任者が定まらない場合は、その間前任者が在任する。
- 3 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、臨時総会、連合会長会議、役員会及び三役会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、定数の半分以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(総会及び臨時総会)

第12条 総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画及び事業報告
 - (3) 役員の改選
 - (4) 規約の改廃
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は連合会長の3分の1以上の請求があったときは、開催しなければならない。
 - 3 総会及び臨時総会は、連合会長会議をもってこれに代えることができる。

4 総会及び臨時総会の議長は、役員を除く連合会長から選出する。

(連合会長会議)

第13条 連合会長会議は、連合会長をもって構成し、原則として毎月1回開催する。

2 連合会長会議の議長は、会長が当たる。

(役員会)

第14条 役員会は、理事をもって構成し、必要に応じ開催する。

2 役員会は、連合会長に諮るべき事項を事前に協議し、予算、決算その他重要事項を審議する。

3 役員会の議長は、会長が当たる。

(三役会)

第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって構成し、必要に応じ開催する。

2 三役会の議長は、会長が当たる。

第5章 部会

(部会の設置)

第16条 本会の運営を円滑にするため、次の部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 広報組織部会

(3) 環境福祉部会

(4) 防災部会

2 部会は、部会長、副部会長及び委員をもって構成する。

3 部会長及び副部会長は、会長を除く理事の職にある者をもって充て、その選出は、理事会で行う。

4 委員の部会の所属は、理事会で協議し、連合会長会議に諮り決定する。

5 各部会の所掌事務及び構成人員は、別表第2に定めるところによる。ただし、必要に応じ変更することができる。

6 委員には、理事以外の連合会長を充てる。

7 部会長は、部会を総理し、会議の議長となる。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 部会の会議は、部会長が招集する。

10 部会の活動内容については、理事会に報告する。

11 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮り定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 雑則

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長及び副会長が協議の上定める。

付 則

この規約は、平成8年4月23日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

この改正は、平成17年4月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この改正は、平成20年4月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この改正は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この改正は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この改正は、平成25年4月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この改正は、平成29年4月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この改正は、平成30年2月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表第1（第8条関係）

ブロック	地 区	理 事	監 事
南部 (9地区)	緑、新玉、万年、幸、十字、 片浦、早川、大窪、 山王網一色	3名	1名
北部 (7地区)	足柄、芦子、二川、東富水、 富水、久野、桜井	3名	1名
東部 (10地区)	下府中、富士見、豊川、 上府中、下曾我、国府津、 酒匂・小八幡、曾我、前羽、 橘北	3名	1名

別表第2（第16条関係）

部 会	構成人数	所掌事務
総務部会	6	1. 事業計画の立案に関すること。 2. 規約に関すること。 3. 自治会の諸行事に関すること。 4. 各部会の連絡調整に関すること。 5. 会議の記録及び資料の配布に関すること。 6. 各種外部団体と連絡調整に関すること。 7. その他、他の部会に属さない事項
広報組織部会	6	1. 広報活動及び情報収集に関すること。 2. 自治会だよりの発行に関すること。 3. 自治会組織の強化育成に関すること。 4. その他、広報活動に関すること。
環境福祉部会	6	1. 地域の緑化及び美化運動の推進に関すること。 2. 子ども青少年の健全育成に関すること。 3. 高齢者対策に関すること。 4. 防犯対策に関すること。 5. 交通安全対策に関すること。 6. その他、生活環境及び地域福祉の向上に関すること。
防災部会	6	1. 地域防災計画に関すること。 2. 自主防災組織に関すること。 3. 緊急時応急活動に関すること。 4. その他防災対策に関すること。

小田原市自治会総連合表彰規程

制定 昭和40年12月6日

改正 昭和53年 4月1日

改正 昭和57年 4月1日

改正 平成 3年 4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、自治会及び自治会総連合の活動に功労のあった者を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 小田原市自治会総連合会長（以下「会長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者を総会等において表彰する。

(1) 自治会活動功労表彰

ア 通算して6年以上地区自治会長の職にあって退職した者

イ 住民組織の運営又は地区住民組織活動に特に貢献した者

(2) 自治会総連合活動功労表彰

ア 継続して4年又は通算して6年以上地区自治会連合会長の職にあって退任した者

イ 1年以上自治会総連合の会長、副会長若しくは会計又は理事若しくは監事の職にあって退任した者

2 前項第1号ア若しくはイの規定に該当し、表彰を受けた者がその後同号ア若しくはイの規定に該当することとなったとき又は同号第2号アの規定に該当し、表彰を受けた者がその後同号アの規定に該当することとなったときは、表彰は行わない。

(在任年数の計算)

第3条 前条第1項各号に規定する在任年数は、次の各号に定める日以降に在任した期間の満年により計算する。

(1) 自治会活動功労表彰 昭和33年4月1日

(2) 自治会総連合活動功労表彰 昭和40年4月1日

(推薦書の提出)

第4条 地区自治会連合会長は、第2条第1項第1号の規定に該当する者がある場合は、所定の推薦書を作成し、会長に提出しなければならない。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、前条の規定により推薦された者及び第2条第1項第2号の規定に該当する者について、理事会で審査し、決定する。

(表彰)

第6条 表彰は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 自治会活動功労表彰 表彰状及び自治会功労章並びに10年以上地区自治会長の職にあって退任した者については、慰労金又は記念品。ただし、表彰日前に死亡した者については、表彰状及び記念品。

(2) 自治会総連合活動功労表彰 表彰状及び記念品

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、議決の日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

小田原市自治会総連合表彰規程内規

制定 昭和40年12月6日
改正 昭和53年 4月1日
改正 昭和57年 4月1日
改正 平成 3年 4月1日
改正 平成 5年 6月7日
改正 平成11年 4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、小田原市自治会総連合表彰規程(昭和40年12月6日制定。以下「規程」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 規程第2条第1項第1号イに規定する住民組織の運営又は地区住民組織活動に特に貢献した者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 地区自治会長の在任期間が規程第2条第1項第1号アに規定する年数に達しない者であって、その者の地区自治会の副会長又は会計の在任期間を合算することにより8年以上になる者。

(2) 地区自治会長の職にあつて在任中死亡した者であつて、その在任期間が通算して3年以上6年未満である者。

(3) 地区自治会副会長及び会計を通算して10年以上在任し、退任した者。

(慰労金の額等)

第3条 規程第6条第1号に規定する慰労金又は記念品の額は、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 15年以上地区自治会長の職にあつて退任した者 70,000円

(2) 10年以上地区自治会長の職にあつて退任した者 50,000円

2 規程第6条第2号に規定する記念品は、記念品代として、その額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるところに従い、在任年数により算定した額とする。

ただし、規程第2条第1項第2号アの基準に満たない地区自治会連合会長が、その職を退任した場合、在任中の自治会総連合活動が特に顕著であつたと、会長が認めた時は、記念品に限り在任年数により算定した額を贈ることができる。

(1) 地区自治会連合会長 1年につき 5,000円

(2) 自治会総連合の監事 1年につき 6,000円

(3) 自治会総連合の理事 1年につき 7,000円

(4) 自治会総連合の会長・副会長及び会計 1年につきその都度会長が理事会に諮り決定した額

(自治会功労章)

第4条 規程第6条第1号に規定する自治会功労章（以下「功労章」という。）の様式は、別記様式のとおりとする。

2 功労章は、本人に限りはい用するものとする。

3 功労章は、再交付しないものとする。

(追彰)

第5条 表彰該当者は表彰日前に死亡した場合は、これを追彰するものとする。

(移任)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り定めるものとする。

付 則

この内規は、議決の日から施行する。

付 則

この改正は、昭和61年4月1日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

付 則

この改正は、平成3年4月1日から施行し、平成3年4月1日からの該当者に適用する。

付 則

1 この内規は、昭和63年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。

2 この内規による改正後の第3条の規定は、この内規の施行の以後に行う自治会総連合活動功労表彰の記念品の額について適用する。

付 則

1 この内規は、平成3年4月1日から施行する。

2 この内規による改正後の第3条の規定は、この内規の施行の以後に行う自治会総連合活動功労者表彰の記念品の額について適用する。

付 則

1 この内規は、平成5年6月7日から施行する。

2 この内規による改正後の第3条の規定は、この内規の施行の以後に行う自治会総連合活動功労者表彰の記念品の額について適用する。

付 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

小田原市自治会総連合弔慰金等贈呈内規

制定 昭和43年 4月1日

改正 昭和54年 9月3日

改正 昭和63年 7月1日

改正 平成17年 4月1日

(目的)

第1条 この内規は、会員相互の親睦を密にするため、会員又は連合会長の死亡、病気、災害に対し、弔慰金を贈呈するにつき必要な事項を定めるものとする。(以下「会員」とは地区自治会長、「連合会長」とは地区自治会連合会長をいう。)

(贈呈区分)

第2条 会員または連合会長に対する弔慰並びに見舞金の贈呈区分は、次のとおりとする。

(1) 連合会長が死亡したとき 20,000 円 花輪 1 基

(2) 会員が死亡し、又は連合会長の配偶者が死亡したとき
10,000 円 花輪 1 基

(3) 連合会長の同一所帯内の一親等の直系血族が死亡したとき
5,000 円 花輪 1 基

(4) 会員の配偶者又は同一世帯内の一親等の直系血族が死亡したとき 5,000 円

(5) 会員が病気のため1ヶ月以上の入院又は自宅療養したとき 5,000 円

(6) 会員の住居が災害により全焼又は全壊したとき 20,000 円

(7) 会員の住居が災害により半焼又は半壊したとき 10,000 円

2 前項第6号、第7号の規定は、地震・津波その他の天災地変による場合は適用しないものとする。

(その他)

第3条 この内規によりがたいものについては、必要により会長が定めるものとする。

付 則

この内規は、議決の日から施行する。

付 則

この改正は、昭和54年9月3日から施行し、昭和54年8月1日から適用する。

付 則

この内規は、昭和63年7月1日から施行し、改正後の第2条の規定は、同日以後弔慰金又は見舞金を贈呈する理由が生じたものについて適用する。

付 則

この改正は、平成17年4月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

小田原市自治会総連合積立金規程

制定 平成18年9月1日

(総則)

第1条 この規程は、自治会総連合の積立金についての必要な事項を定めるものとする。

(積立金額)

第2条 毎年度の積立金額は、当該年度の決算剰余金に応じて理事会で審議し、連合会長会議に諮り総会で決定する。

(積立金の目的)

第3条 この積立金は、小田原市地区自治会で構成される自治会総連合が、地域住民の福祉の増進と地域の発展を目的とするものである。

(積立金の使途対象事業)

第4条 前条の目的を達成するため次の各号の事業に使用する。

- (1) 災害時及び災害の復興に関すること
- (2) 緊急性がある諸問題の対応に関すること
- (3) その他、特に必要と認められるもの

(積立金の使用決定)

第5条 積立金の使用については、理事会で、対象事業・資金使途・金額等を細部にわたり審議し、地区連合会長会議で決定する。

付 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

自治会総連合の定例会議及び派遣委員について

(原則毎月1回)

時 間	会 議	出席者
10:00～12:00	理事会	理事9名、事務局
13:30～14:30	広報委員長会議	市長、両副市長、教育長、企画部長、議題説明者、事務局
14:50～16:50	連合会長会議	連合会長26名、議題説明者、事務局

理事会

当日の連合会長会議に諮る事項を協議(確認)

- (1) 行政等依頼事項
- (2) 委員会・部会報告事項
- (3) 総連合報告事項

広報委員長会議

- (1) 市長あいさつ
- (2) 当月の議題 一質疑一
- (3) 各地区の要望事項
- (4) その他の質疑・提案について
- (5) 前月の要望事項に対する回答
- (6) 事務連絡等について

連合会長会議

- (1) 行政等依頼事項 一担当課の説明
- (2) 理事会報告
- (3) 部会等報告
- (4) その他(情報交換、事務連絡等)

その他

総連合から派遣している委員(令和7年4月1日現在)

小田原市総合計画審議会	城下町おだわらソーデーマーチ実行委員会	小田原市都市計画審議会
おだわら市民交流センター運営協議会	小田原市環境審議会	小田原市営住宅運営審議会
小田原市行政改革推進委員会	小田原市文化振興審議会	小田原市立病院運営審議会
小田原市交通安全対策協議会	小田原市社会教育委員会	小田原市消火器等普及協議会
小田原地方防犯協会常任理事	小田原市民生委員推薦会委員	上下水道運営審議会
小田原地方防犯協会理事	おだわら地域包括ケア推進会議	小田原市いじめ問題対策連絡会
社会を明るくする運動推進委員会委員	介護保険施設整備調整会議	明るい選挙推進協議会
保護司候補者検討協議会	小田原市敬老行事のあり方検討委員会	小田原警察署協議会
小田原市防災会議	小田原市国民健康保険運営協議会	小田原市事業協会評議員

等

第3

市役所との関わり

自治会へ交付される委託料・補助金・謝礼金等

◎自治会総連合から各自治会への配分

項 目	内 容
地区行政事務委託料 (地域政策課) 33-1457	自治会総連合が市と契約した行政文書の配布・回覧・ポスターの掲示、その他市の事業への協力への委託料の一部を各自治会へ配分 @310円×自治会加入世帯数 ※市と総連合の契約は、@390円×総自治会加入世帯数で交わされている。 7月・10月支払い(分割)
広報小田原配布 業務委託料 (広報広聴室) 33-1261	自治会総連合が市と契約した「広報小田原」の年12回配布についての委託料を各自治会へ配分 91.2円(@7.6円×12か月)×自治会加入世帯数 10月・3月支払い(分割)
議会だより配布 業務委託料 (議会総務課) 33-1761	自治会総連合が市と契約した「議会だより」の年4回配布(5, 8, 11, 2月)についての委託料を各自治会へ配分 33円(@8.25円×4回)×自治会加入世帯数 10月・3月支払い(分割)
県のたより配布 謝礼金 (県・広報課)	自治会総連合が県との取り交わしによる「県のたより」年12回の配布に対する謝礼金の一部を各自治会へ配分 60円(@5円×12回)×自治会加入世帯数 1年分を3月開催の連合会長会議で各連合会長に現金で支出し、各連合会長から地区自治会へ配布される。 *県と総連合とは@8円/1回・1世帯で取り交わしている。

◎市から単位自治会への補助金等

項 目	内 容
地域防犯カメラ整備費補助金 (地域安全課) 33-1396	防犯カメラを整備する際の費用の一部を補助。 補助対象：地域の安全・安心まちづくりの推進を目的として、特定の場所に固定して設置する、道路等の公共空間における人等の動きを撮影及び録画する防犯カメラ等の整備費用。 補助金額：補助対象経費の4分の3（上限額300,000円） スケジュール：事前相談 4月中旬～5月中旬 計画書提出 5月中旬～6月中旬 交付申請書提出及び交付決定 10月 工事着手から完了 交付決定後から2月末まで 補助金交付 3月 ※ 計画書提出に必要な書類や注意事項等の詳細をお知らせしますので、必ず地域安全課に事前相談をしてください。
自主防災組織等育成事業費補助金 (防災対策課) 33-1856	<防災訓練> 世帯数に応じて補助金交付限度額を算定し、自治会連合単位で支払われる。 2,000世帯未満は40,000円 2,000世帯から2,500世帯未満は55,000円 ※ 500世帯増えるごとに10,000円加算される。 ※ 4,500世帯以上の場合は、105,000円を限度に支払う。 随時支払い <防災資機材購入> 自主防災組織の育成を推進するため、自主防災組織が整備する防災資機材の購入費に対して補助。 補助率は防災資機材等の購入金額の5分の4（80%） ただし、限度額は、次のとおり世帯数によって異なる。 100世帯未満30,000円 100世帯以上250世帯未満40,000円 150世帯増すごとに10,000円加算 ※申請受付期間：令和7年6月1日（日）～令和8年1月30日（金）※予算が上限に達し次第受付終了 なお、自然災害により保有している防災資機材が被害を受けた場合において、市長が認める場合を除き、申請は年度内に1回までとする。
児童遊園地運営費補助金 (子育て政策課) 33-1874	児童遊園地の管理者を対象に、その維持・管理にかかる費用を補助。 補助対象事業費の2分の1（18,000円を上限） 7月支払い
児童遊園地補修・増設・撤去費補助金 (子育て政策課) 33-1874	児童遊園地の管理者を対象に、遊器具等の設備の補修・増設・撤去にかかる費用を補助。 補助対象事業費の2分の1（65,500円を上限） 随時支払い

項 目	内 容
地区公民館建設費 補助金 (コミュニティ助成) (生涯学習課) 33-1721	(一財) 自治総合センターのコミュニティ助成を活用した地区公民館の新築・改築に対する補助金。 建物建設費の60%を補助 20,000,000円上限 主な助成要件 (1) 建設用地が確保されていること (賃借可・権利関係付着は不可) (2) 申請段階で財源が確保されていること (資金計画があること) (3) 申請段階で地域住民の基本合意が得られていること (4) 事業完了時までに自治会が法人化されていること (5) 事業実施が確実なこと ※その他、各種細かい要件があります。 ※本補助金は、市で1件、県で3件までと制約があるため、選外となることもあります。 ※この補助金のほか、市独自の地区公民館建設費補助金があります。 ※市の予算措置及び申請に係る手続きが必要となりますので、必ず事前に生涯学習センターけやきにご相談ください。
地区公民館修繕費 補助金 (生涯学習課) 33-1721	50万円以上の修繕費が補助対象 (ただし、300万円を超える場合は300万円とする) 修繕費×40%を上限として市長の定める額 ※市の予算措置が必要となりますので、必ず事前に生涯学習センターけやきにご相談ください。
地区公民館活動費 補助金 (生涯学習課) 33-1721	小田原市公民館連絡協議会に加入する地区公民館が開催する社会教育に係る事業に対する補助金 均等割額 (11,400円) + 世帯数割額 (21円×地区公民館が属する自治会加入世帯数) ※市の予算措置が必要となりますので、生涯学習センターけやきから8月に送付する地区公民館長宛の照会にご回答ください。
ごみ集積場所 管理等謝礼 (環境事業センター) 34-7325	集積場所に出されたごみの整理整頓、清掃管理等に対する謝礼。 @95円×自治会加入世帯数 10月支払い
身近な公園プロデュース 謝礼金 (みどり公園課) 33-1583	地域の貴重な財産でもある身近な公園について、地域の皆さんが定期的に美化・清掃・草刈りを行うなど、維持管理に携わっていただいた場合、謝礼をお支払いいたします。 年額 20,000円 (1公園当たり) 活動報告 (11月) 受理後支払い ※活動にあたっては、各公園ごとに団体登録が必要です。また、花壇やベンチなどを作る場合は、職員による技術支援があります。

◎市から「各自治会連合会からの推薦者」への謝礼等

項 目	内 容
民生委員・児童委員 (福祉政策課) 33-1863	社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助に繋ぎ、社会福祉の増進に努める。 年額 90,000円 (但し、地区会長は年111,100円) 任期3年 346人 各地区自治会連合会単位で推薦 <候補者推薦基準> 区域担当 ・・担当地区又は担当区域に隣接する区域に在住していること。 新任は30歳以上75歳未満 (ただし経験者はその限りではない)、 再任は上限を設けない。 主任児童委員 ・・担当区域に在住していること。 新任及び再任者は30歳以上とし、年齢の上限を設けない。 ※年齢要件及び在任期間要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能である。
青少年育成推進員 (青少年課) 33-1723	青少年の体験活動の推進、青少年団体の育成及び支援、青少年の非行防止を図るための指導、青少年に関する相談・調査を通じて、青少年の健全育成に望ましい地域づくりを推進する。 年額 48,000円 任期 2年 定員 90人以内 (うち、自治会推薦は87人以内、各地区自治会連合会単位で推薦) ※神奈川県青少年指導員を兼務
健康おだわら普及員 (健康づくり課) 47-4723	市民が自ら健康を守り育て、地域に根ざした健康づくり運動が展開できるように、地域の核となり、行政とともに市民の健康づくりの発展、向上を目指す。 年額16,200円 任期2年 80人 (毎年40人ずつ推薦) 各地区自治会連合会単位で推薦
項 目	内 容
小田原警察署管内 防犯指導員 (地域安全課) 33-1853	警察官が行う防犯活動に協力して、防犯広報、防犯指導を行い、地域住民の自主防犯意識の高揚を図る。 1回につき1,200円 任期2年 各自治会連合会1名

◎市から「各单位自治会からの推薦者」への謝礼等

項 目	内 容												
広報委員 (広報広聴室) 33-1263	市からの広報事項等を担当区域の住民に周知するとともに、担当区域における市政への要望事項を市に報告する。 年額@63,000円+世帯割額 (表参照) の合計金額 任期 1年 各自治会1名 7月・10月・1月・3月支払い (分割) ※個人口座への振り込み <table border="1" data-bbox="1045 1563 1236 1724"> <thead> <tr> <th>世帯数</th><th>世帯割額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0~199</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>200~399</td><td>30,000円</td></tr> <tr> <td>400~599</td><td>40,000円</td></tr> <tr> <td>600~799</td><td>50,000円</td></tr> <tr> <td>800以上</td><td>60,000円</td></tr> </tbody> </table>	世帯数	世帯割額	0~199	20,000円	200~399	30,000円	400~599	40,000円	600~799	50,000円	800以上	60,000円
世帯数	世帯割額												
0~199	20,000円												
200~399	30,000円												
400~599	40,000円												
600~799	50,000円												
800以上	60,000円												
環境美化推進員 (環境保護課) 33-1486	地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進するために活動する。 年額 3,000円 任期 2年 各自治会1名												
防災リーダー (防災対策課) 33-1856	自主防災組織の育成強化および充実を図り、住民の防災意識の高揚と市民生活の安全確保に寄与するために活動する。 年額 3,000円 任期 2年/ 各自治会1名												

地区行政事務委託料等の配布金について

市から依頼される行政文書の回覧・ポスター等の掲出、広報小田原及び議会だよりの配布業務など、行政事務の受託につきましては、小田原市自治会総連合と小田原市が文書による契約を締結し、総連合宛に契約金額が支払われております。

そして、総連合からは、この契約金額の中から、各自治会への配布金をお支払いしていますが、事務処理上、市から直接、各地区自治会の口座（ご提出いただきました「口座振替依頼書」の口座）に振り込むように依頼してございます。このため、総連合からの配布金にもかかわらず、市からの振り込みとなり、分かりづらい形になっておりますが、これは、振込手数料を軽減するための措置ですので、ご了解ください。

平成 25 年度（2013 年度）まで合算して振り込みしていましたが、平成 26 年度（2014 年度）から個別に振り込みをしています。

なお、振り込み内訳明細書は自治会長様に送付させていただきますので、会計様にお渡しください。

業務ごとの口座への振り込みの時期、回数を次のようにさせていただいておりますので、ご了承ください。

項 目	振 込 み 時 期			所 管 課	説 明
	7 月	10 月	3 月		
①地区行政事務委託料	○	○		地域政策課 33-1457	P.22
②広報小田原配布業務委託料		○	○	広報広聴室 33-1261	P.22
③議会だより配布業務委託料		○	○	議会総務課 33-1761	P.22
④ごみ集積場所管理等謝礼		○		環境事業センター 34-7325	P.24

自治会と関係の深い
問い合わせ先
と
説明

自治会と関係の深い問い合わせ先

No.	疑問・質問例	問い合わせ先	電話番号	説明
1	自治会のことで相談したい	地域政策課	33-1457	
2	回覧・ポスターの配布について		33-1457	P.29
3	小田原市自治基本条例について		33-1457	P.30
4	タブレット端末について		33-1457	P.32
5	地域コミュニティ推進事業について		33-1389	P.36
6	自治会を法人化したい(自治会名で登記したい)		33-1457	P.40
7	タウンセンターについて		49-9191	P.42
8	おだわら市民交流センターUMECOについて		24-6611	P.44
9	市民活動団体とのネットワーク事業について		24-6611	P.46
10	ボランティア活動補償制度について		33-1457	P.46
11	防犯灯の維持管理について	地域安全課	33-1396	P.48
12	大規模工事に伴う交通安全協定について		33-1396	P.49
13	交通教室について		33-1853	
14	交通啓発ステッカーの設置について		33-1396	P.50
15	放置自転車等の撤去について		33-1396	P.50
16	消費生活センターについて		33-1777	
17	市民相談・法律相談について		33-1775	
18	犯罪被害者等の相談について		33-1403	
19	性的マイノリティについて	人権・男女共同参画課	33-1725	
20	女性のためのDV・ストーカー相談について		33-1725	
21	「広報小田原」について	広報広聴室	33-1261	
22	広報委員について		33-1263	
23	広報掲示板について		33-1263	
24	自主防災組織について	防災対策課	33-1856	
25	防災無線が故障した		33-1855	
26	防災訓練や防災教室を実施したい		33-1856	P.51
27	民生委員について	福祉政策課	33-1863	
28	生活困窮者についての相談をしたい		33-1892	
29	生活保護について	生活援護課	33-1463	
30	ひとり親家庭として援助を受けたい	子育て政策課	33-1453	
31	子どもや子育てについての相談をしたい	子ども若者支援課	46-6763	
32	介護保険制度について	高齢介護課	33-1827 33-1872	
33	敬老行事について		33-1841	
34	地域包括支援センターについて		33-1864	
35	障がい者についての相談をしたい	障がい福祉課	33-1468	

自治会と関係の深い問い合わせ先

No.	疑問・質問例	問い合わせ先	電話番号	説明
36	国民年金について	保険課	33-1867	
37	国民健康保険について		33-1845	
38	後期高齢者医療保険について		33-1843	
39	小田原市指定ごみ袋の購入について	環境政策課	33-1471	P.53
40	ごみ処理について相談したい	環境事業センター	34-7325	
41	ごみ集積場所の管理等について		34-7325	P.54
42	犬や猫の死体を処理したい		34-7366	
43	不法投棄について相談したい		34-7325	
44	ごみの分別方法について	環境事業センター 環境政策課	34-7325 33-1471	
45	紙・布類の戸別収集サービスについて	古紙リサイクル事業組合	23-3125	P.54
46	ボランティア清掃を実施したい	環境保護課	33-1486	
47	衛生害虫等を駆除したい		33-1486	
48	全市一斉美化清掃について		33-1486	
49	有害鳥獣について相談したい		33-1481	
50	公害について相談したい		33-1483	
51	中高層建築物等の紛争について相談したい	都市政策課	33-1307	
52	空き家について相談したい		33-1307	
53	道路・河川等の占用・掘削許可について	土木管理課	33-1542	
54	道路工事における説明について		33-1542	P.53
55	道路や橋梁の維持修繕を依頼したい	道水路整備課	33-1645	
56	カーブミラー・ガードレールを設置したい		33-1645	P.50
57	街路灯を設置・修繕したい		33-1645	
58	河川・排水路の維持修繕を依頼したい		33-1548	
59	小中学校の施設を利用したい	教育総務課	33-1673	
60	地区の生涯学習について相談したい	生涯学習課	33-1890	
61	「出前講座」等を依頼したい		33-1882	P.52
62	地区公民館の建設費・修繕費・活動費補助金について		33-1721	P.24
63	火災と紛らわしい煙や火が発生するとき	予防課、消防署・分署・出張所	49-4427	P.55
64	担当部署がわからない	地域政策課	33-1457	
65	平日夜間と閉庁日の連絡先	守衛室	33-1822	
	(緊急を要する場合)	庁舎総合案内	33-1300	

担当課の直通電話に誰も出ない場合で、緊急の用件がある場合は、守衛室(33-1822)に連絡してください。

◎回覧・ポスターの配布について

市役所などから自治会を対象とした回覧・ポスターなどの依頼があった場合、通常、毎月1回開催されます自治会総連合理事会及び連合会長会議において、依頼された回覧等の内容及びその必要性を検討し、了承された文書等に関し、自治会への回覧等をお願いします。

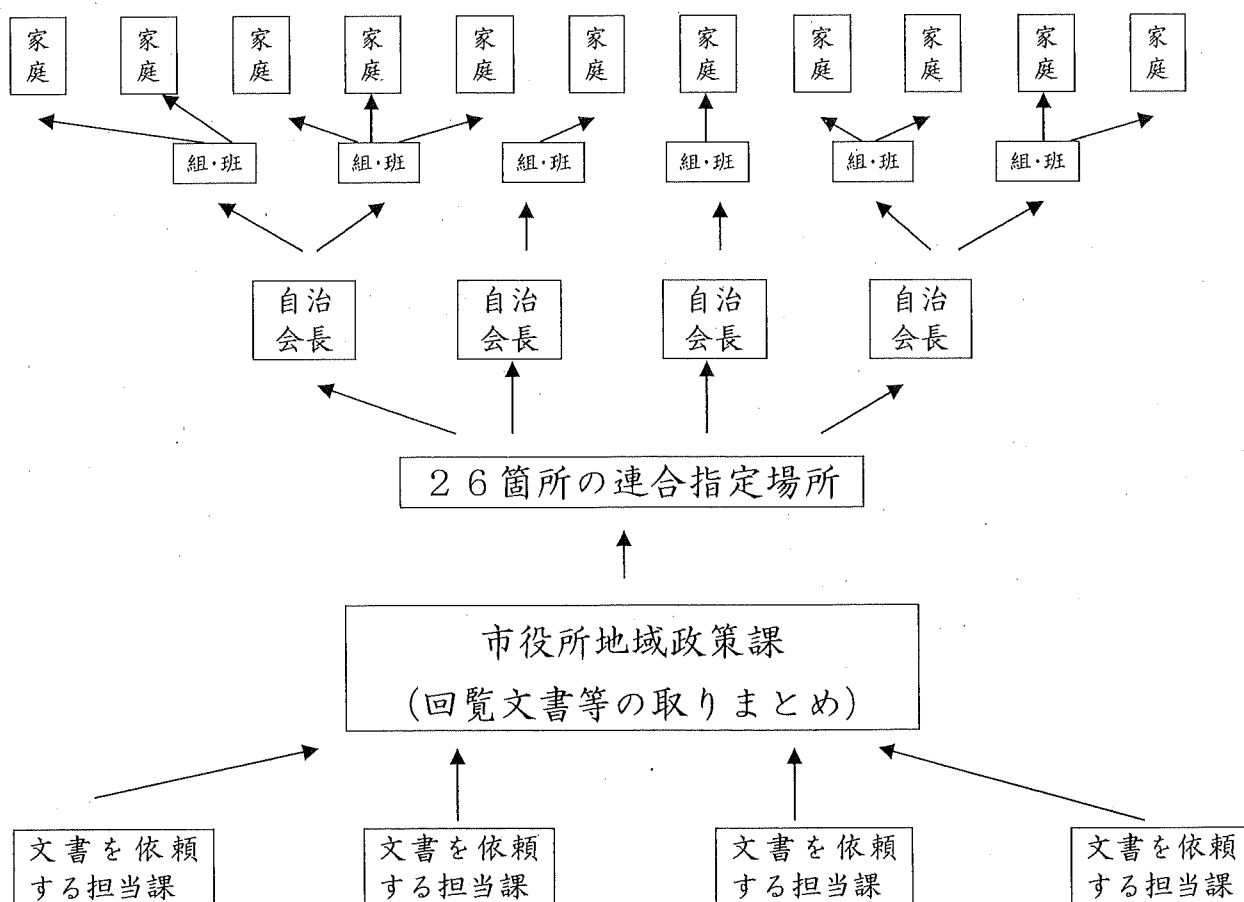
回覧やポスター、広報紙等の枚数の変更をしたい場合

毎年、各自治会から「地区自治会役員等報告書」提出していただいておりますが、この報告書に基づき、回覧・広報紙等の枚数を決定しております。

世帯数の増加減少等で、枚数の変更をしたい場合、広報紙の枚数変更については、広報広聴室（33-1261）、それ以外の回覧・ポスター等については、地域政策課（33-1457）が担当となっておりますので、ご連絡ください。

※ 枚数の変更は基本的に7日までにご連絡いただいた場合に、翌月分からの変更となります。

回覧・ポスター等が各家庭に届くまでの流れ



◎小田原市自治基本条例について

小田原の自治基本条例は、“自分たちのまち”を、「どのようにしたいのか」というまちづくりの目標、「どうやって作っていくか」というまちづくりの考え方、そして、目標に向かって、「私たちがどうあるべきか」という「自治の担い手（市民、議会、行政）」の役割を指針としてまとめたものです。

市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちを実現することを目的として、市民一人ひとりそして自治会やNPOといったコミュニティを大切なものと認めて、市民と議会と行政が力を合わせ、その力でまちを作っていくというものです。

<条例の策定の過程>

平成21年（2009年）5月、キックオフフォーラムを開催し、その後、検討委員会とオープンスクエア（公開討論会）を交互に開催するという、これまでにない市民参加の手法を導入して検討を重ね、平成22年（2010年）9月に骨子案がまとまりました。キックオフフォーラムから、骨子案が完成するまで、延べ1,200人以上の市民が参加しました。

その後、骨子案を基に、条例（素案）を作成し、パブリックコメントを行うなどして、平成23年（2011年）1月に条例案としてまとめ、3月定例会の議決を経て、平成24年（2012年）1月1日に施行されました。

<小田原市自治基本条例前文>

わたくしたちのまち小田原においては、様々な地域活動や市民活動などの自発的な活動がまちを支える一翼を担ってきた。

地域が主役となる時代が幕を開けた今、人と人々が支え合う社会をつくり出すためには、これまで以上に市民の力を生かし、人や地域の絆を（きずな）再生し、これまでのまちづくりの取組を生かしながら、市民一人一人が小田原のまちをつくる担い手として自ら考え、行動することが求められている。

そして、市民、議会及び行政といった自治の担い手がお互いに尊重し、対話し、連携し、協力し合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要である。

わたくしたちはここに、小田原における自治の基本的な考え方を明らかにし、市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちとするため、この条例を制定する。

<条例のキーワード「市民力」と「協働」>

小田原に暮らす全ての人や団体、事業者の「市民力」を生かし、みんなが「協働」していくことを「市民自治」と定義して推進していきます。

市民力…私たちのまちを、より良くしたいという思いから、市民が自ら考え、行動する力です。

協働 …お互いの立場を大切にして、役割や責任を分かち合いながらそれぞれの力を存分に出し合ったり、協力し合ったりすることです。

＜小田原市自治基本条例に見る自治会の位置付け＞

（地域活動）

第6条 市民は、地域における良好な生活の維持及び向上のため、地域活動への参加を通じて市民自治を推進するよう努めるものとする。

2 自治会は、地域活動の担い手として、当該自治会の区域で活動する市民間の交流及び親睦を促進するよう努めるとともに、身近な生活に関する課題の解決に取り組むよう努めるものとする。

3 市民及び市の執行機関は、地域活動の円滑化及び活性化を図るため、地域活動を行う個人及び団体（以下「地域活動を行うもの」という。）に対して各地域の実情に応じた支援を行うよう努めるものとする。

・第6条第2項に記載されている自治会についての説明

自治会は、自分たちの住んでいる地域を自分たちの力で住みやすくしていくために、住民自らが主体となって様々な問題に取り組んでいる地域の組織です。自主的に組織された任意団体ですが、市域の全域をカバーし、市民は誰でも自分が暮らす地区の自治会に加入でき、実際に本市では約67%の世帯が加入しているという特長があります。そして、自治会はその特長を生かし、市民の交流や親睦を促進する取組などを行うとともに、防災訓練や防災倉庫の管理、防犯灯の設置、ごみ集積場所の管理など地域住民の安全安心などに欠かすことのできない活動を市と連携して行うなど、今後も、市民の身近な生活を支える中心的な役割が期待されます。

ここでは、市民に地域コミュニティの維持と向上の重要性を改めて意識して欲しいという思いを込めて、市民の生活に最も近い活動を行っている自治会について、その役割等を定めています。

＜協働の取組＞

協働とは、これまでも行われていた「クリーンさかわ」などの河川清掃がありましたが、東日本大震災の後、地域からの防災対策の高まりを受け、津波避難ビルの協定を結ぶため、自治会役員と市職員によるまち歩きや交渉といった、協働の取組も行われています。

このように、これまでのまちづくりのための協働に加え、今後、みんなで力を出し合って、さらに協働が行われることで、生き生きと暮らし続けられるまちにしていきたいと思います。

◎詳しくは、地域政策課自治振興係（33-1457）までお問い合わせください。

タブレット端末について

災害時の情報受信手段であった戸別受信機の代替として、令和４年度に小田原市から地区自治会にタブレット端末（iPad 第九世代）が貸与されました。

このタブレット端末にインストールされている『おだわら防災ナビ』アプリにより、市民向けの災害情報を受信でき、さらに自治会長向けの専用情報を受信することも可能です。

また、このタブレット端末は災害時のみならず、平時においてもデジタル機器として使用することが可能であるため、自治会総連合事務局では、端末の使い方に慣れていただくために、以下のとおり、活用しています。

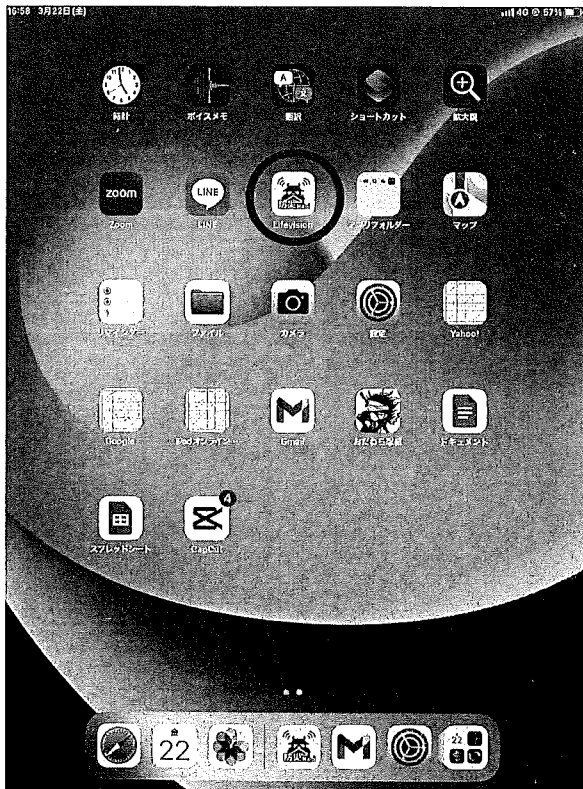
＜広報委員長会議・連合会長会議資料の電子化＞

毎月の広報委員長会議・自治会連合会長会議（P.21 参照）の資料をPDF化し、会議前に上記の『おだわら防災ナビ』アプリに格納して会議前に資料を閲覧できるようにしています。

その他、ブロック別自治会長会議の資料や地域コミュニティ組織の活動状況を紹介する「コミュなび」を配信しています。

【閱覽方法】

- ①タブレット端末の画面下にあるホームボタンを押す
- ②パスコード（046533）を入力する
- ③黄色いアイコンの「Lifevision（防災Navi）」アプリを押す



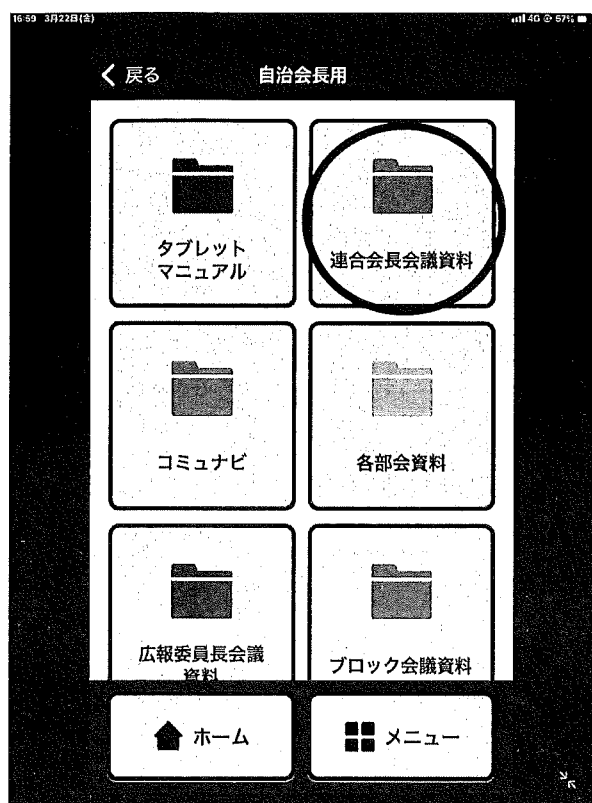
④一番下の「メニュー」ボタンを押す



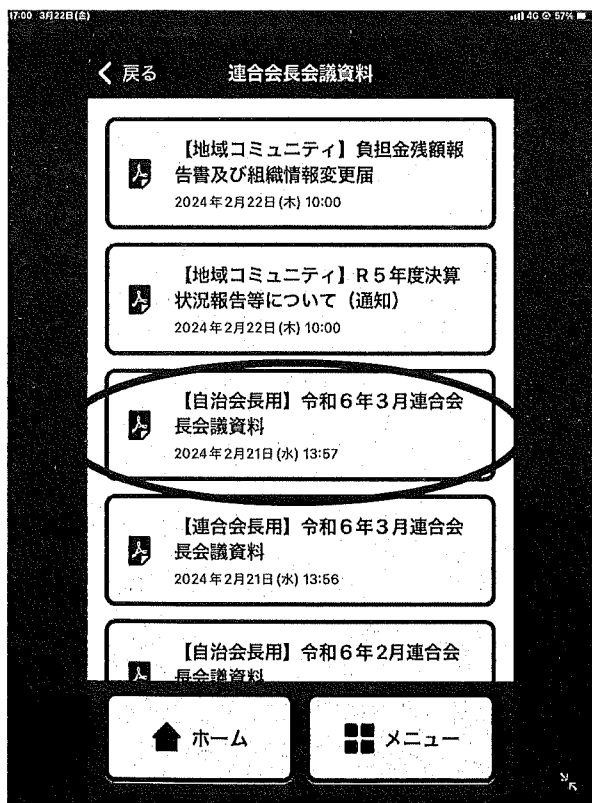
⑤メニュー内の「自治会長用」を押す



⑥「連合会長会議資料」を押す



⑦「【自治会長用】令和〇年〇月連合会長会議資料」を押す



⑧PDF ファイルで資料を閲覧できる（終了時は右上の「完了」を押す）



※タッチパネルを2本指でつまむようにすることで、画面を拡大・縮小することができます。

<Gmail アドレス>

地区自治会に Gmail アドレスを設定し、タブレット端末から自治会相互間や自治会と市の連絡ツールとして活用できるようにしています。

Gmail の利用方法については、防災ナビアプリ内の「タブレットマニュアル」内に手順書（2023 年 10 月 3 日配信）がありますので、ご確認ください。

◎地域コミュニティ推進事業

<地域の課題と地域コミュニティ組織>

少子高齢化や人口減少、小世帯化、住民の連帯意識の希薄化などにより様々な地域の課題が顕在化し始めてきました。また、従来から分野ごとに活動してきた地域活動団体は、担い手不足や、役員の高齢化も相まって、地域活動が困難になりつつあり、地域力の低下が懸念されていました。

そこで、地域が主体的に、地域の課題解決に向けたまちづくりの取組を円滑に進められるよう、地区自治会連合会の区域ごとに、自治会を中心とした各種地域活動団体が連携した地域コミュニティ組織が、平成 27 年度までに全 26 地区で設立され、地域別計画に基づき、防災や福祉といった様々な分野の情報を共有して地域で課題解決に向けた取組を行っています。

※地域別計画とは

平成 21 年度に本市の総合計画「おだわら TRY プラン」と対をなすものとして、地区自治会連合会の区域ごとに、地域の課題やその解決方法、将来像などをまとめたもので、平成 28 年度に「おだわら TRY プラン」後期基本計画の策定に合わせ、各地域コミュニティ組織で見直しを行い改定しました。今後は、地区ごと必要に応じて見直しを行う予定です。

<小田原市の役割>

本市では、自治基本条例の理念と地域コミュニティ組織基本指針を基に、地域コミュニティ組織との協働の取組を進めています。具体的な取組として、地域内の様々な活動団体の連携が図られるよう情報の共有、担い手の育成・発掘支援、地域活動の場の確保・支援、地域コミュニティ組織に対し上限 10 万円の推進事業費負担金(活動が活発な分科会には、地域政策課と協議の上、原則 1 分野上限 5 万円)の支出、地域の担当職員の配置、行政内部における連携強化、職員の地域活動参加の奨励などを行っています。

また、地域コミュニティ組織に限らず、行政が委嘱している委員及び団体等の在り方の見直しや推薦等の事務の簡素化など負担軽減を図ってまいります。

昨年度の各地域コミュニティ組織の活動は、次頁の表<地域コミュニティ推進事業 26 地区の取組(令和 6 年度末)>をご参照ください。

※自治基本条例とは

市民一人一人が小田原のまちをつくる担い手として自ら考え、行動し、市民、議会及び行政といった自治の担い手がお互いに尊重し、対話し、連携し、協力し合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要であるという本市の自治の基本的な考え方を示した条例です。(P.30 参照)

※地域コミュニティ組織基本指針とは

「おだわら TRY プラン」に掲げていた将来像「市民の力で未来を拓く希望のまち」と、各地域が策定した「地域別計画」の実現に向けて協働によるまちづくりを推進していくため、地域と行政が共有する地域コミュニティ組織の目指す姿として平成 29 年度(2017 年度)に策定したものです。(P.40 参照)

<地域コミュニティ推進事業 26 地区の取組（令和 6 年度末）>

組織名 【団体数／委員数】	分科会 (取組分野)	主な取組 ※太字・ゴシックは他課及び外部団体等との連携事業
緑地区 まちづくり委員会 【12 団体／27 人】	(防災) (子育て青少年育成)	(防災) 啓発講座の開催 ○まちづくり委員会の周知
新玉地区 まちづくり委員会 【13 団体／25 人】	防災分科会 福祉・健康分科会 防犯・交通分科会	○広報誌の発行 【防災】防災訓練の実施検討、避難誘導マップの作成・更新、広域避難所運営マニュアル（展開期～収束期編）更新の検討、新玉小学校区防災リーダー会議の開催、防災講演会等の実施、初動対応マニュアルの発行及び配布、ペット防災の検討 【福祉・健康】 ケアタウン （子育てひろば・交流サロンの実施）、健康おだわら普及員とウォーキングを共催、地域のサポーター募集 【防犯・交通】登下校児童見守り隊の推進、地区内危険箇所の洗い出し、年末夜のパトロールイベントの実施、新玉小学校区通学路点検の検討、ラジオ体操の実施
万年地区 まちづくり実行委員会 【12 団体／31 人】	健康・福祉分科会 (防犯) (生活環境) (地域振興)	【健康・福祉】 ケアタウン （サロンの実施）毎月第 3 水曜日 (防犯) 防犯パトロール（毎月第 3 土曜日、年末）の実施 (生活環境) ロケット花火等禁止看板・ポスターの設置（6 月～9 月）、国道 1 号線花壇清掃、海岸清掃 (地域振興) サマーフェスティバルの開催
幸地区 まちづくり委員会 【13 団体／28 人】	防災部会 健康福祉・生活環境美化部会 文化教育・子育て部会	【防災】防災訓練、防災教室 【健康福祉・生活環境】海岸清掃・健康教室、ハイキングへの協力、あいさつ運動 【文化教育・子育て】わくわくフェスタへの支援
十字地区 まちづくり委員会 【6 団体／21 人】	防災分科会 福祉分科会	【防災】DIG 研修、防災教室の実施、三の丸小学校わくわくフェスタへの防災ブース出店 【福祉・健康】 ケアタウン （生活応援隊事業）
片浦地区 まちづくり委員会 【10 団体／22 人】	文化教育分科会 地域振興分科会 福祉健康分科会 防災分科会	【文化教育】片浦かるたの活用、おかめ桜まつりのイベントの協力 【地域振興】空き家バンク、片浦マップの作成及び活用の検討、おかめ桜まつりイベントの協力 【福祉健康】 ケアタウン （高齢者等の外出支援を実施） 【防災】防災教室の検討
早川地区 まちづくり委員会 【21 団体／34 人】	防災分科会 交通安全・防犯分科会 健康・福祉分科会 地域交流分科会 広報分科会	【防災】耐震性貯水槽給水及び応急給水口訓練、市いっせい総合防災訓練の企画、防災講演会の企画・運営 【交通安全・防犯】早川小学校区通学路の点検、早川地区住民を対象とした自転車点検、早川小学校いさいきフェスティバルへの参加 【健康・福祉】各種団体既存事業の情報交換と連携強化、地域の課題解決、クリスマス会 【地域交流】ラジオ体操の実施、地域のイベントに協力 【広報】ふれあい通信の発行
大窪地区 まちづくり実行委員会 【20 団体／31 人】	健康・福祉分科会 防災分科会 (生活・環境)	○ごみ分別の啓発、あいさつ運動 【健康・福祉】 ケアタウン （サロン活動検討、ウォーキング） 【防災】防災に関する啓発、避難のしおり作成、防災教室の開催、資機材取り扱い研修 【地域振興】おおくぼ村祭りへの協賛
山王網一色 まちづくり委員会 【14 団体／28 人】	防災分科会 福祉分科会 文化教育子ども分科会	【防災】広域避難所運営委員会との連携、広域避難所運営マニュアルの作成・配布（資機材動作確認） 【福祉】 ケアタウン （災害時要支援者への防災グッズの配布、地域での支援の仕組み作りの検討、地域サロンの実施、災害時要支援者マップ登録の検討） 【文化教育子ども】子どもの情報発信（通信の発行）、子ども会加入促進イベントの実施協力、歴史文化行事の伝承活動
足柄地区 まちづくり委員会 【5 団体／24 人】	環境分科会 防災・防犯分科会	【環境】環境ポスターの作成（町田小学校へ依頼）、ごみ集積場所の実態調査、ごみ集積場所の清掃及びパトロール、ごみ分別のぼり旗作成 【防災・防犯】市いっせい総合防災訓練の立案及び実施、防犯パトロールへの協力、防犯のぼり旗作成
芦子地区 まちづくり委員会 【11 団体／21 人】	A グループ（防災） B1 グループ（環境） B2 グループ（地域振興）	【防災】防災啓発イベント（防災グッズ展示、体験、）情報誌の発行 【環境】ごみ集積場所の調査、カラス対策の協議、環境ポスターの作成（芦子小学校へ依頼） 【地域振興】多世代交流の居場所づくりの検討

組織名 【団体数／委員数】	分科会 (地域別計画の分野)	主な取組 ※太字・ゴシックは他課及び外部団体等との連携事業
二川地区 まちづくり推進委員会 【10 団体／26 人】	健康・福祉分科会 防災分科会 地域振興分科会	【健康・福祉】 ケアタウン （生活応援隊事業・サポーター交流会） 【防災】市いっせいで総合防災訓練の内容案出し、白山中学校への避難経路図の設置 【地域振興】めぞん足柄（地域の交流の場）の実施
久野地区 各種団体代表者会 【27 団体／38 人】	防災分科会	○小学校ふれあいまつり、久野区民会館フェスティバルへの協力 【防災】広域避難所運営マニュアル作成、地区内防災課題の洗い出し（福祉健康）歴史遺跡めぐり健康ウォーキングの開催 （防犯）各種団体一斉防犯パトロールの実施
絆ふかめたい東富水 【21 団体／53 人】	健康・福祉 防災・防犯・教育分科会 生活環境・地域振興分科会	【健康・福祉】啓発チラシの配布、サロンへの協力 【防災・防犯・教育】防犯啓発チラシの回覧、パトロールの実施 【生活環境・地域振興】ごみ啓発ポスターの掲出、サマーフェスタへの協力
富水地区 まちづくり委員会 【26 団体／72 人】	健康・福祉分科会 交通安全分科会 防犯分科会 防災分科会 文化・教育分科会 広報分科会 地域振興・環境美化分科会 子どもサポート分科会	【健康・福祉】 ケアタウン （お茶会開催促進・補助、健康ふれあいウォーキングの実施、ラジオ体操の実施、手話教室の実施） 【交通安全】交通安全キャンペーン、交通安全・防犯教室、高齢者向け交通安全教室、小・中学生向け交通安全キャンペーン 【防犯】防犯パトロールの実施、ながら防犯の推奨、特殊詐欺防止の取組、登下校見守りボランティアの募集 【防災】消火器の取扱い訓練、普通救命講習の受講、各自治会への啓発活動、各自治会の防災リーダーとの意見交換、防災フェアの開催 【文化・教育】 子どもの情報発信 （ふれあい通信の発行） 【広報】広報紙の発行 【地域振興・環境美化】芸能祭の実施、ごみ集積場所の分別啓発ポスターの設置、講演会の実施、環境美化に関する標語の募集 【子どもサポート】子ども向けイベント（光る泥だんごづくり、しめ飾りワークショップ）
桜井 まちづくり委員会 【27 団体／65 人】	広報部会 福祉健康部会 防犯部会 文化・教育部会 防災連絡会 環境連絡会	【広報】広報誌の発行 【福祉健康】福祉健康活動の課題を協議 【防犯】桜井地区の危険箇所を整理 【文化教育】桜井地区の行事を掲載した冊子（さくらいふれあいの月曆）の活用を検討、二宮尊徳について学び、地域に発信する活動を検討 【防災】自主防災組織の情報交換、防災啓発活動 【環境美化】環境美化推進員の活動の情報共有
酒匂・小八幡地区 まちづくり委員会 【25 団体／73 人】	福祉・健康分科会 防災分科会 文化・教育分科会 防犯・交通安全分科会 エスケイひだまり分科会 広報分科会 多世代交流分科会	【福祉・健康】 ケアタウン （健康ウォーキング、サロンの実施） 【防災】防災訓練（幼稚園）、防災ブース出展（ゆりかご園祭り）、津波避難ビル訓練防災ウォーク、市いっせいで総合防災訓練の企画 【文化・教育】郷土史伝承活動（酒匂中学校・介護老人保健施設・サロンでの郷土史出前講座、郷土史パネル作製・台本製作、出前講座メニュー表の活用）の実施、ふるさとかるたの作成 【※生活・環境・美化】ごみ分別啓発啓発掲示板の設置、段ボールコンポストの普及活動、小八幡地区海岸清掃の検討 ※令和4年度から休止中 【防犯・交通安全】警察との情報交換、地区危険箇所の洗い出し、防犯啓発チラシの作成 【エスケイひだまり】 ケアタウン （生活応援隊事業・サポーター交流会の実施、通信の発行） 【広報】広報紙の発行、マスコットキャラクターの活用としてうちわ、地区紹介動画の作成、マスコットキャラクターの活用 【多世代交流】多世代交流事業の検討、地域活動団体との協働、情報誌の発行、酒匂・小八幡フェスタの開催
下府中 まちづくり委員会 【20 団体／34 人】	河川美化分科会 健康分科会 防災分科会 広報分科会	【河川美化】あいさつ兼防犯兼清掃活動、酒匂堰・小八幡川・下菊川一斉清掃 【健康】ウォーキングの実施 【防災】市いっせいで総合防災訓練の立案 【広報】広報紙の発行
富士見地区 各種団体連絡協議会 【17 団体／44 人】	福祉・健康分科会 防災分科会 防犯分科会	○配食・世代間交流餅つき大会の拡充、ハイキングの実施 【福祉】 ケアタウン （生活応援隊事業） 【健康】サロンの実施、ラジオ体操の実施、ヨガ教室の実施 【防災】防災・災害対応研修・演習の実施、防災訓練の実施検討 【防犯】防犯啓発チラシの配布回覧、サロンで交通安全と特殊詐欺の講話

組織名 【団体数／委員数】	分科会 (取組分野)	主な取組 ※太字・ゴシックは他課及び外部団体等との連携事業
豊川地域 コミュニティ 運営協議会 【18 団体／42 人】	福祉・健康分科会 防災・防犯・交通安全分科会 文化歴史・教育分科会	【福祉・健康】 ケアタウン （ラジオ体操の実施）、健康麻雀教室、健康サロン教室、グラウンドゴルフ大会 【防災・防犯・交通安全】 ブラダン を使用した広域避難所の設営訓練、マンホールトイレ組み立て訓練、防災教室の開催 【文化歴史・教育】自転車の交通安全啓発リーフレットの作成、既刊冊子を周知するためのチラシ作成
上府中地区 まちづくり委員会 【20 団体／59 人】	文化・教育分科会 健康・福祉分科会 生活環境・地域振興分科会	【文化・教育】千代中学校地域理解学習支援（稲作農業体験）、千代中学校職場体験学習、千代小学校農業学習（梨の農業体験）、 子どもの居場所 （学習支援、昔遊び）・ 情報発信 （伝言板・まちづくり通信の発行等）、蓮華寺でのミニコンサートの実施 【健康・福祉】 ケアタウン （生活応援隊事業、高齢者ふれあいサロン）、高齢者見守り、子育てひろば・ふれあいひろばの開催、地区内交流の実施、敬老行事の支援、高齢者食堂の運営 【生活環境・地域振興】ごみ集積場所の環境改善、空き家情報マップの見直し、エコキャップの回収、第19分団との連携強化、河川清掃
曾我地区 まちづくり委員会 【5 団体／11 人】	(福祉)	○見守り（訪問・グッズ配布、配食等）、サロン（講話、ラジオ体操、配食等）の実施
下曾我地区 団体運営協議会 【18 団体／21 人】	児童の健全育成・防犯・防災分科会 地域振興・文化・環境美化分科会 福祉・健康分科会	○各種団体既存事業の活性化及び継続に係る事業間の運営調整・支援 ○各種団体の活動状況と検討課題等についての意見交換 【児童の健全育成、防犯・防災】見守り活動の強化、防犯パトロールの検討、地域防災に関する意見交換 【地域振興・文化・環境美化】下曾我里まつり、遺跡保存の強化、環境美化推進員の活動の情報共有 【福祉・健康】福祉活動団体との連携強化、きずなチームとの情報共有
国府津地区 まちづくり推進委員会 【19 団体／37 人】	健康・福祉分科会 地域振興分科会 防災・防犯分科会 生活・環境分科会 教育・文化・広報分科会	【健康・福祉】 ケアタウン （高齢者見守り、自宅訪問、高齢者サロンの実施） 【地域振興】「ホタルを見る会」生息地の安全確認 【防災・防犯】地域課題の洗い出し 【生活・環境】ポイ捨て防止キャンペーンの実施 【教育・文化・広報】広報誌の発行
前羽地区 まちづくり委員会 【15 団体／25 人】	高齢化対策部会 防災部会 環境美化部会	○各種団体事業計画表の作成、前羽海岸クリーン作戦、車坂花壇の管理、前羽小学校との交流事業の企画（レクリエーション大会等）SNSを活用した情報発信、まちづくり委員会だよりの発行、ホームページの試行運用 【高齢化対策】ラジオ体操の普及、バス減便問題の対応 【防災】高齢者避難マップの更新、要支援者の避難方法の検討、地震避難の手引きの発行 【環境・美化】ごみ集積場所の実態調査、前羽小学校と連携し、ごみ問題啓発のポスター（標語）制作 ※令和5年度から休止中
橋北地区 まちづくり委員会 【26 団体／63 人】	防犯分科会 交通分科会 文化・教育分科会 防災・減災（救護・応急手当）分科会 広報・しもなか通信分科会 福祉・健康づくり分科会	【防犯】防犯カメラの設置、橋ブルーアイズ（青パト）への協力 【交通】地域の公共交通について協議 【文化・教育】下校時見守り隊の活動支援、下中たまねぎの皮を使った草木染め体験、ヒップホップダンス教室、風揚げイベント 【防災・減災（救護・応急手当）】広域避難所運営マニュアルの更新、普通救命講習、防災教室、下中小学校の防災学習への協力 【広報・しもなか通信】広報誌の発行、 子どもの情報発信 （しもなかふれあい通信の発行）、SNSの活用 【福祉・健康づくり】 ケアタウン （高齢者のための居場所づくり）、成年後見制度講座、福祉体験、認知症サポーター養成講座、健康教室

◎詳しくは、地域政策課地域コミュニティ係（33-1389）までお問い合わせください。

◎小田原市地域コミュニティ組織基本指針について

1 目的

平成 27 年度までに全 26 地区で地域コミュニティ組織が設立され、地域の課題解決に向けて様々な分野で行政と協働で取組を進めています。

この取組をさらに進め持続可能な地域社会を実現するためには、地域コミュニティ組織の目指す姿を定め、地域と行政が共有し、協働によるまちづくりを推進していく必要があることから「小田原市地域コミュニティ組織基本指針」を策定しました。（小田原市 HP で公開）

2 地域コミュニティ組織の目指す姿

一人ひとりがつながり、地域の力で課題を解決する組織

- 自治会連合会区域を単位として各地区に一つ存在する、地域を代表する組織
- 地域の各種団体の連携協力により、課題解決に取り組む組織
- 自らの意思決定により組織運営や活動に取り組むことができる組織
- 地域の全住民に開かれ、住民の意見等を運営や活動に反映できる組織
- 役員等の担い手が確保され、持続的、発展的な運営ができる組織
- 自らの事務局機能を有し、自立した運営ができる組織
- 自主財源を確保し、安定した活動を持続できる組織
- 法人化し、行政からの事業受託等の経済活動ができる組織

◎自治会の法人化について

＜自治会の法人化とは＞

自治会等のいわゆる「地縁による団体」は、従来「権利能力なき社団」として位置付けられ、法人格を取得できなかったため、保有する資産（公民館等）を、代表者等の個人名義により登記するしかありませんでした。

しかし、名義人の転居や死亡による名義変更や相続手続きの中で、多くのトラブルが生じており、これを解決するため、平成 3 年（1991 年）4 月に地方自治法の一部が改正されました。この改正によって、自治会等は、市から「地縁による団体としての認可」を受けることができるようになり、認可された自治会等（以下「認可地縁団体」）は、法務局において、自治会等名義で不動産等の登記を行うことが可能となりました。

さらに、令和 3 年（2021 年）の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 11 次地方分権一括法）による地方自治法改正により、不動産等の保有及び保有の予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために、法人格を取得できるようになりました。

<地縁による団体の定義>

地縁による団体とは、法律において、「町または字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、いわゆる自治会等の地域的な共同活動を行っている団体のことを指します。

<認可の要件>

認可を受けようとする地縁による団体は、次の要件を全て満たしていなければなりません。

- ・当該団体の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う事を目的とし、現にその活動を行っている」と認められること。
- ・その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められており、その区域は、当該地縁による団体が相当の期間（概ね6か月以上）にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
- ・その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数（概ね半数）の者が現に構成員となっていること。
- ・規約（法律に定められた事項が定められていること。）を定めていること。

<認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例>

前述の地方自治法の改正により、自治会等名での登記が可能になったものの、表題部所有者又は所有権の登記名義人（例：公民館設立時の自治会役員）の多くがすでに亡くなっており、その相続人の把握が困難なため同意を得ることができず、手続きを進められないケースが発生し始めました。

この問題を解決するため、認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続を経て公告結果（承諾）の情報を提供することにより、認可地縁団体が単独で登記の申請ができる特例を定めた地方自治法の一部を改正する法律が成立し、平成27年4月1日より施行されました。

<認可後の各種手続きについて>

(1) 不動産等の登記

法務局での手続きとなります。

※認可地縁団体の証明書は市が1通300円で交付します。

※認可地縁団体としての法務局への法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので必要ありません。

(2) 代表者等の変更

認可を受けて告示された事項（自治会等の名称、規約に定める目的、区域、事務所の所在地、代表者の住所及び氏名、裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者の選任の有無、代理人の有無）に変更が生じた場合は、告示事項変更届出書等を市へ提出してください。

(3) 規約の変更

規約を変更した場合は、市長の認可が必要ですので、規約変更認可申請書等を市へ提出してください。

(4) 印鑑登録

不動産の権利を第三者に移転する等の場合に、認可地縁団体の印鑑登録証明書が必要となります。必要に応じて登録を行ってください（新たに不動産を取得される場合の所有権移転登記には、印鑑登録証明書は不要です）。

(5) 認可取り消しと解散

認可地縁団体が地方自治法第260条の2-2各号に掲げられた認可要件のいずれかを欠くことになったときや不正な手段により認可を受けたときは、認可を取り消すことがあります。

また、認可地縁団体は同法第260条の20各号に掲げられた事由によって解散となります。解散をすると、市への解散届の提出のほか、清算人（基本的には解散時の自治会長）による財産等の清算や公告等の手続きが必要となります。

詳細については、「自治会の法人化の手引き（別冊）」を参照、又は地域政策課自治振興係（33-1457）までご相談ください。

◎タウンセンターについて

市内にタウンセンターは三つあります。自治会が利用する場合の料金は無料（貸出器具は除く）です。集会室等は「小田原市公共施設予約システム」で予約できます。

※小田原市公共施設予約システム <https://www.city.odawara.kanagawa.jp/yoyaku.html>

【川東タウンセンターマロニエ】

所在地	小田原市中里273番地の6	
電話	0465-47-1515	
開館時間	午前9時から午後9時30分まで	
休館日	(1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。） (2) 休日の翌日（その日が土曜日、日曜日及び休日に当たるときを除く。） (3) 12月28日から翌年1月3日まで	
設備	○集会室等（定員・広さ） 集会室101（8人・32㎡） 集会室201（36人・69㎡） 集会室202（100人・152㎡） 集会室203（45人・78㎡） 集会室204（24人・40㎡） 集会室205（18人・72㎡） 集会室206（8人・33㎡） 集会室301（100人・193㎡） 食の創作室（36人・135㎡） 美の創作室（30人・133㎡） 音の創作室1（30人・71㎡） 音の創作室2（8人・34㎡）	

設 備	和の部屋1 (30人・18畳)	和の部屋2 (20人・12畳)
	ホール(体育館)(761㎡)	ふれあい広場
	○まちの創作室(地域活動を行うためのスペース) ○コピー機・印刷機(自治会総連合設置の印刷機についてはP.57参照) ○図書室 ○マロニエ住民窓口 ○マロニエ子育て支援センター ※一般の利用料金や貸出器具等については、施設へお問い合わせください。	

【城北タウンセンターいずみ】

所 在 地	小田原市飯田岡382番地の2
電 話	0465-37-9111
開館時間	午前9時から午後9時30分まで
休 館 日	(1) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。) (2) 休日の翌日(その日が土曜日、日曜日及び休日に当たるときを除く。) (3) 12月28日から翌年1月3日まで
設 備	○集会室等(定員・広さ) 集会室201(36人・58.2㎡) 集会室301(36人・58.2㎡) 集会室302(36人・58.2㎡) ホール(108人・174.5㎡・3つの部屋に仕切れます) ○コピー機・印刷機(自治会総連合設置の印刷機についてはP.57参照) ○交流ロビー ○キッズルーム ○図書コーナー ○いずみ住民窓口 ○いずみ子育て支援センター ※一般の利用料金や貸出器具等については、施設へお問い合わせください。

【橘タウンセンターこゆるぎ】

所 在 地	小田原市羽根尾281番地の3
電 話	0465-43-0200
開館時間	午前9時から午後9時30分まで
休 館 日	(1) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。) (2) 休日の翌日(その日が土曜日、日曜日及び休日に当たるときを除く。) (3) 12月28日から翌年1月3日まで
設 備	○集会室(定員30人・52㎡) ホール(定員99人・164.2㎡・3つの部屋に仕切れます) ○コピー機・印刷機(自治会総連合設置の印刷機についてはP.57参照) ○交流ロビー ○図書コーナー ○こゆるぎ住民窓口 ○こゆるぎ子育て支援センター ※一般の利用料金や貸出器具等については、施設へお問い合わせください。

◎おだわら市民交流センターUMECOについて

市民や市民活動団体、事業者など、様々な人が交流・連携する施設です。多様な活動を支援することにより、市民活動の活性化と地域課題の解決を目指しています。

1 場 所

小田原市栄町一丁目1番27号（小田原駅東口駐車場1階）

2 開館時間

午前9時から午後9時30分まで

（会議室・活動エリアの使用は午後9時まで）

3 休館日

- (1) 毎月第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

4 コンセプト

基本コンセプトを「つながる」とし、次の3つのコンセプトの実現を目指します。

- 誰でも気軽に つながりを生み出すきっかけの場
- シェアしながら それぞれの思いがにつながる行動の場
- 地域の課題を解決する 行動を社会貢献につなげる実現の場

5 団体登録

UMECOに市民活動団体として登録いただくことで、活動の拠点として活動エリアやロッカー等をご利用いただくことができます。

6 設 備

- 会議室（有料）…中小11室あり、1時間単位で利用。付帯設備（プロジェクター等）あり。
- 活動エリア（無料）…登録団体が市民活動に利用。1時間単位で利用可能。
- 交流エリア（無料）…どなたでもいつでも利用可能。
- 多目的コーナー、告知スペース…主に登録団体の市民活動等に関する情報を発信。
- 授乳室、キッズスペース…どなたでもいつでも利用可能。
- コピー機・印刷機…どなたでもいつでも利用可能。登録団体は印刷機の予約可能。
（自治会総連合設置の印刷機についてはP.56参照）
- ロッカー（有料）…登録団体が利用可能。

7 利用料金

(1) 会議室（付帯設備の料金については、UMECOホームページ等をご覧ください。）

名称	定員	広さ	単位	金額（円）		備考
				～午後5時	午後5時～	
会議室1	36人	66 m ²	1 時間	810	910	1 室として利用可能
会議室2	45人	75 m ²		910	1,120	
会議室3	36人	63 m ²		710	810	
会議室4	39人	80 m ²		910	1,120	1 室として利用可能
会議室5	24人	41 m ²		500	610	
会議室6	24人	41 m ²		500	610	
会議室7	36人	69 m ²		810	1,010	
会議室8	12人	22 m ²		300	300	
会議室9	12人	22 m ²		300	300	
会議室10	12人	22 m ²		300	300	
会議室11	24人	44 m ²		500	610	

※入場料その他これに類する料金（その金額の最高額が1人当たり1,000円を超える場合に限る。）を徴収する場合又は物品の販売をする場合における利用料金は、規定料金に2を乗じて得た額とします。

(2) コピーは、白黒1枚10円。（用紙代込み）

(3) 印刷機は、製版1枚50円、印刷10枚ごとに10円。（用紙は使用者が持参）

(4) ロッカーは、月額大400円、中300円、小200円。

8 予約申込

会議室、活動エリアについては、「小田原市公共施設予約システム」による予約が必要です。

※小田原市公共施設予約システム <https://www.city.odawara.kanagawa.jp/yoyaku.html>

(1) 会議室

- ・利用日の6カ月前の月の1日から20日まで、抽選予約を受け付けます。
 - ・利用日の5カ月前の月の1日から、抽選後の空き施設を随時予約できます（先着順）。
（例）10月20日利用の場合、4月1日～20日に抽選受付、5月1日から随時受付。
- ※先行予約については、条件がありますので、UMECOにお問い合わせください。

(2) 活動エリア

- ・登録団体は、利用日の3カ月前の月の1日から随時予約できます（先着順）。
（例）10月20日利用の場合、7月1日から随時受付。

9 使用の制限

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) そのほか、センターの管理上支障があるとき。

10 連絡先

おだわら市民交流センターUMECO

TEL 0465-24-6611

FAX 0465-24-6633

e-mail odawara@umeco.info

HP <https://umeco.info/>

◎市民活動団体とのネットワーク事業について

1 事業の目的

自治会や地区社協などの「地域活動団体」とNPOやボランティア団体などの「市民活動団体」は、もともとの組織の成り立ちや性質が異なりますが、どちらも活動の目標は地域生活の向上にあります。この両者の連携や交流を図ることにより、地域の活性化や課題解決へと結びつけていきます。

2 事業の概要

おだわら市民交流センターUMECOが中心となって行う、地域活動団体と市民活動団体の連携と交流を図るための事業です。

ご要望に応じて、地域での諸活動に積極的に参加したいと考えている市民活動団体の紹介や、自治会長会議での詳しい説明などを行います。

なお、UMECOでは、地域に協力できる市民活動登録団体の名簿（Hello! UMECO）を発行しています。

3 問い合わせ

おだわら市民交流センターUMECO（TEL 0465-24-6611）

◎ボランティア活動補償制度について

活動中の不慮の事故を補償し、市民の皆さんが安心してボランティア活動を行うことができるようにするものです。

事前の登録・保険契約の申し込み・保険料の支払は、必要ありません。
小田原市ボランティア活動補償制度の運用にあたっては、ボランティア活動をする市民団体等を被保険者として、市が保険会社と契約を結んでいます。

<対象となるボランティア活動>

市民により自発的に構成された団体やその指導者、構成員、または個人が行うボランティア活動で、本来の職場を離れて行う継続的、計画的な実践活動が対象となります。（活動場所が市外の場合も可。）また、他市町村の方が市内で活動中の事故も対象になります。

なお、市の施設内や市主催行事での事故等、全国市長会の市民総合賠償補償保険または他に市が加入する補償保険契約がある場合は、その契約を優先します。

<対象とならない活動>

- ・ 政治、宗教に関するボランティア活動
- ・ 営利を目的とする活動
- ・ 自発的な意志に基づく活動とは考えがたいもの
（例）学校の管理下にある先生、生徒のボランティア活動
- ・ 自助団体による自助活動
（例）親と子の子育てグループの活動
- ・ 有償のボランティア活動
（例）報酬が時給、日給で払われるもの（交通費、活動のための原材料費の支給については

無償とみなします)

・保険契約上免責となっているボランティア活動

(例) 危険なスポーツの指導 (冬山登山など)

<補償の内容>

- ボランティア活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償します。
- 活動には活動のための学習会、会議等も含みます。
- 活動場所と自宅との往復途上の傷害事故も補償の対象となります。
- 熱中症、日射病及び細菌性食中毒も含みます。

[傷害事故]

ボランティアがボランティア活動中 (自宅と活動場所との往復も含む) の急激・偶然・外来の事故により、負傷又は死亡した場合、補償金をお支払いします。

(例) 地区の体育祭の準備中、テントが倒れ、足に裂傷を負い1か月入院した。

子ども会の清掃活動中、廃品中のガスボンベが爆発し、目を負傷した。

自治会役員が回覧物配布中に交通事故にあった。

死亡補償金	200 万円	事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで死亡したとき。
後遺障害補償金	200 万円を限度に後遺障害の程度による	事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたとき。または 180 日を超えてなお治療を要し、後遺障害が認定されたとき。
入院補償金	3,000 円 (1 日)	生活機能または業務能力の減失をきたし、かつ入院し、医師の治療を受けたとき、事故の日から 180 日を限度。
通院補償金	2,000 円 (1 日)	生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ医師の治療を受けたときは、事故の日から 180 日目にあたる日までの間において 90 日を限度。

[賠償責任事故]

ボランティア活動中に市民団体又は指導者等、活動の責任者が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に補償金をお支払いします。

主な対象は、治療費・入院費・通院費・慰謝料・休業補償費、逸失利益・物の修理費などの損害賠償金、裁判・調停・仲裁などの訴訟費用、事故発生後の損害防止軽減費用 (応急救助費・護送費等) です。

(例) 福祉団体で用意した手づくり弁当で食中毒事故が発生した。

町内の祭りで、他人から借用した放送設備を損壊した。

身体賠償	1 人 1 億円 (限度額) 1 事故 5 億円 (限度額)	*免責金額 (自己負担額) 1 事故それぞれ 5,000 円
財物賠償	1 事故 500 万円 (限度額)	
保管物賠償	1 事故 100 万円 (限度額)	*免責金額 (自己負担額) 1 事故それぞれ 5,000 円

＜補償金をお支払いできない主なもの＞

- 指導者等の故意によるもの
- 指導者等の脳疾患、疾病又は心神喪失によるもの
- 地震、噴火、洪水、津波又は高潮によるもの
- 指導者等が当該指導者等の同居の親族に対して損害賠償責任を負担するもの（損害賠償責任事故に限る）

＊自動車による事故は、自身の傷害のみが対象となり、対人・対物事故等の賠償事故については対象となりません。（自動車保険での対応となります。）

※この制度は、ボランティア活動を行う方を対象としているため、スポーツ大会や地区の健民祭などに選手として参加される方は、対象となりません。それぞれの団体で、別途傷害保険に加入する必要があります。

もし事故がおきてしまったら

事故報告書を提出していただくことになりますので、できるだけ早めに次のことを地域政策課へご連絡ください。関係書類も地域政策課にあります。

- いつ（日時） ○どこで（場所） ○だれが（加害者） ○だれを・何を（加害者また破損物） ○どうして（事故状況） ○どうなったか（被害状況）

何よりも事故防止が大切です。活動前にもう一度チェックしてみてください。

- ① 活動の計画は綿密にたててありますか？
- ② 活動する場所に危険な所はありませんか？
- ③ 引率者や指導者の数は十分ですか？責任や分担ははっきりしていますか？
- ④ 参加者の健康状態は良好ですか？
- ⑤ 事前に事故防止に対する注意や指導をしていますか？

◎詳しくは、地域政策課自治振興係（33-1457）までお問い合わせください。

◎防犯灯の維持管理について

市内の防犯灯は現在、小田原市が管理（一部自治会等管理を除く）しています。照明が消えている、器具が破損しているなどの不具合を見かけたら、地域安全課生活安全係までご連絡いただき、黄色いプレートの番号（5桁）または所在地をお伝えください。（早期の復旧を目指しておりますが、状況により復旧までお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。）

また、防犯灯の新規設置や移設が必要な場合は、設置・移設希望場所の所在地、電柱番号（電柱への共架での設置が原則）を確認の上、地域安全課生活安全係までお問い合わせください。

【防犯灯管理プレート（例）】



○自治会管理の防犯灯（防犯灯 ESCO 事業の対象とできなかったもの）の維持管理費補助について

各自治会で管理されている防犯灯について、補助金交付申請により電気料金支払い等に掛かる経費の一部を補助いたします。該当する自治会には地域安全課からご案内いたします。ご案内は9月頃を予定しております。

問い合わせ先：地域安全課生活安全係 33-1396

◎大規模工事に伴う交通安全協定について

市では、市民を交通事故から守るため、運搬する土砂等が多く、通行する大型車両等が多い大規模工事の際に、事業者と自治会連合会長及び市長との間で交通安全協定を締結することとしています。

大規模工事に伴い、事業者から、工事概要や交通安全協定書の内容についてご説明の上、自治会連合会長との協定の締結や各単位自治会長の確認印の押印について依頼があります。

問い合わせ先：地域安全課生活安全係 33-1396

◎交通安全施設の設置・修繕について

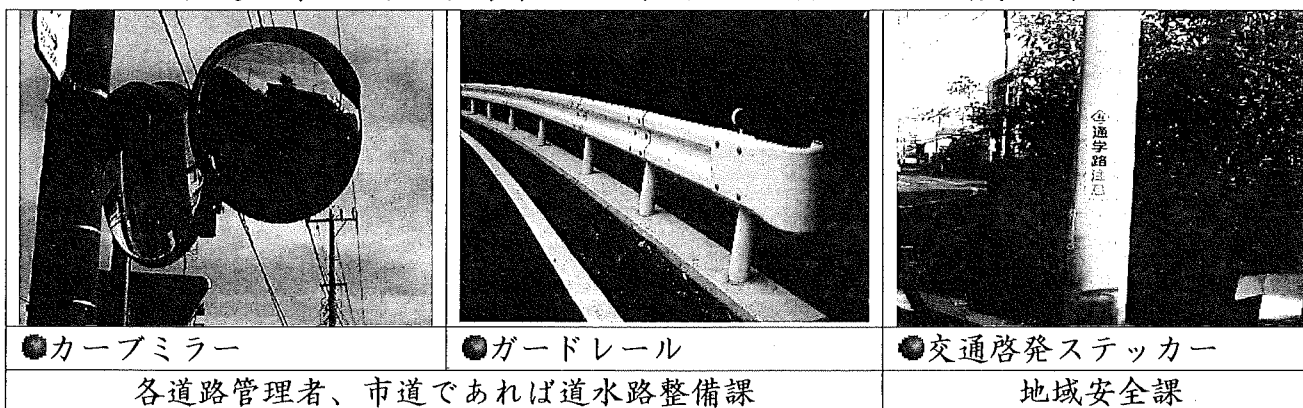
①信号機や道路標識など道路の交通に関するもの → 小田原警察署へ



これら施設の設置は、設置場所の道路環境や交通量などにより必要と認められる場合に所管である小田原警察署から神奈川県公安委員会に上申され、公安委員会で設置、修繕が決定されます。

設置や修繕をご希望される場合は、自治会内でご意見をまとめていただき、小田原警察署（32-0110）へご相談ください。（要望内容により周辺の複数自治会の同意が必要な場合があります）

②カーブミラーやガードレールなど道路管理の安全施設等に関するもの → 各道路管理者へ、啓発ステッカーの設置は地域安全課へ



これらの施設は、道路管理者が整備します。国道は国土交通省、県道は神奈川県土木事務所、市道等は小田原市道水路整備課です。

また、交通啓発ステッカーは地域安全課で対応しています。

③通学路安全対策

児童生徒の通学路は、各学校で指定しています。また、通学路の安全対策を目的とご相談は、各学校が窓口となっておりますので学校にご連絡ください。

◎放置自転車等の撤去について

道路上や公園内などの公共の場所に自転車及び白色ナンバープレートの原動機付自転車（以下「自転車等」という。）が放置されているときは、最寄りの交番等で盗難の届出の有無を確認の上、地域安全課にご連絡ください。

「小田原市自転車等の放置防止に関する条例」により、警告札の取り付け後、7日以上放置された自転車等について移動（撤去）いたします。

なお、私有地（個人所有の駐車場など）に放置された自転車等は市で移動（撤去）できませんので、その土地所有者等の責任において処理してください。

＜参考＞

※ 市道に放置された自転車等以外のバイクにつきましては、土木管理課（0465-33-1533）へご連絡ください。

※ 不用になった自転車は、リサイクルセンター（大型ごみ受付）0465-32-1153に引き取り（有料）を依頼してください。環境事業センターに直接持ち込む場合（有料）は、0465-34-7325 へご相談ください。

問い合わせ先：地域安全課生活安全係 33-1396

◎防災教室について

1 概要

小田原市では、東海地震、県西部地震等の地震災害や、台風、集中豪雨等による風水害等の災害が発生するおそれがあります。

これら災害発生時における被害を軽減し、応急対策活動を円滑に行うためには、市民一人一人が災害の危険性や対処方法等を熟知しておくことが非常に大切です。

そのような防災意識の啓発のため、自治会や各種団体等が開催する防災に関する講演、勉強会等の場に市職員が趣いて「防災教室」を開講し、本市の防災対策や家庭でできる防災対策等の説明、アドバイスを行っておりますので、是非ご活用ください。

2 教室メニュー例

No.	内容
1	自主防災組織の役割
2	地震・津波への備え（発生・発生後の対応（学校、通学、家））
3	風水害（洪水、土砂、高潮）への備え （ハザードマップの見方・マイタイムラインの作成）
4	大規模災害に備えた自助、共助、公助の取り組み
5	市や学校の防災倉庫内の備蓄資機材等の内容
6	地震や台風などの災害のメカニズム
7	富士山噴火への備え
8	その他

3 申込方法

■ 直接持参する場合

小田原市防災対策課

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
(土・日曜日、祝日を除く。)

■ ファックスを利用する場合

FAX 番号：0465-33-1858

小田原市防災対策課地域防災係あて

■ 郵送する場合

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市防災対策課地域防災係あて

■ Eメールを利用する場合

bo-chiiki@city.odawara.kanagawa.jp

※メール送信した旨お電話ください。

4 その他

- ・実施日については、候補日を 2～3 日程度ご用意ください。
- ・上記の教室メニュー以外にも希望する内容がありましたらご相談ください。

◎「きらめき出前講座」・「きらめき体験学習」について

きらめき出前講座について

市民の皆様のお手元に市職員等が出向き、行政の取組みや職員の専門知識を生かしたお話をお届けする生涯学習システムです。

きらめき体験学習について

市職員の働く現場等で、行政の仕事や座学で得られない学習を市民の皆さんが体験できる生涯学習システムです。

☆「きらめき出前講座」「きらめき体験学習」の利用方法☆

《申込みができる方》

原則として、市内在住・在勤・在学の方。出前講座は 10 人以上でお申込みください。体験学習は、講座により人数や年齢など諸条件が異なります。

開催日時

原則として、平日の午前 9 時から午後 5 時までです。ただし、それ以外の日時でもご相談に応じます。

講師料

講師料は、無料です。(講座によっては教材費等が必要です。)

申込み方法

講座開催日の 2 週間前までに、①～③のいずれかの方法でお申し込みください。

①生涯学習センターけやき (Tel 0465-33-1882) へ電話で。

②申込書の様式を小田原市ホームページからダウンロードし、必要事項をご記入の上、生涯学習センターけやき、または講座担当課へ直接、お持ちください。

③小田原市ホームページにある【電子申請システム】メニューをクリックし、e-kanagawa電子申請へ。

問い合わせ先：生涯学習課 Tel 33-1882

◎道路工事における説明について

小田原市では、個人、民間事業者や公共工事（市が行う水道や下水道工事など）で「占用・掘削許可」及び「自費工事承認」申請をする際に、地元のみなさまへの周知を義務付けています。

工事の際に、自治会長に対し施工業者から直接説明又は工事の概要書の投函がありますのでご承知おきください。

問い合わせ先 土木管理課管理係 TEL 33-1542

◎小田原市指定ごみ袋の購入について

自治会行事などで小田原市指定ごみ袋を使用する際、小田原市へ直接発注することができます。申請いただければ、卸売価格で販売し、原則自治会長などのご自宅にお届けします。

< 1 申請手続き >

小田原市指定ごみ袋販売店指定申請書を記入の上、環境政策課に提出してください。直接窓口お持ちいただくか、郵送、FAX などにより提出してください。

※ 小田原市指定ごみ袋販売店指定申請書は窓口にてお渡しするほか、市ホームページからダウンロードできます。

申請書を提出いただいた後、市から、小田原市指定ごみ袋販売店決定通知書、小田原市指定ごみ袋発注票などの必要書類をお送りします。

< 2 発注手続きと納品について >

小田原市指定ごみ袋発注票を作成し、環境政策課に提出してください。直接窓口にお持ちいただくか、郵送、FAX などにより提出してください。

電子発注による注文も受け付けております。詳しくは市ホームページで確認できます。

納品は月に2回行っており、申請時に登録された住所へお届けします。

納品時期と発注期限については、次の表を参考にしてください。

	納 品 時 期	発注票提出期限（必着）
第1回目	第2木曜日より発送	前月末日
第2回目	第4木曜日より発送	第4木曜日の10日前

< 3 支払い手続きについて >

指定ごみ袋の代金については、その月の第1回目と第2回目の代金を合算し、発注のあった翌月に「納入通知書」を送付しますので、月末までに代金をお支払いください。

価格については次の表を参考にしてください。

容量	枚数／箱	卸売単価（税抜）
45 リットル	500 枚	4,545 円
30 リットル	500 枚	4,090 円
20 リットル	500 枚	2,272 円
10 リットル	1000 枚	4,545 円

◎詳しくは、環境政策課資源循環係（33-1471）までお問い合わせください。

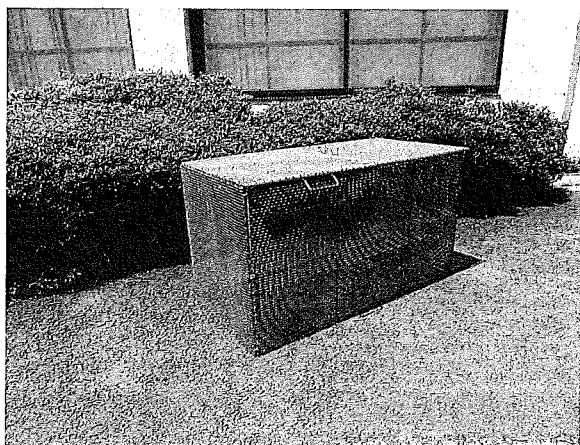
◎ごみ集積場所の管理について

ごみ集積場所の管理に当たり、カラスや猫などの被害防止、強風時の吹き飛び防止のため、ごみ飛散防止ネット（4m×2m、3m×3m、3m×2m、2m×2m）及び重しとなる鉄製チェーン（長さ1m）の貸出を行っています。

また、道路上にはおけないなどいくつか条件がありますが、網目方式のごみボックス（幅2mほか）の貸出も行っていますので、ご相談ください。

問い合わせ先：環境事業センター 34-7325

環境事業センター貸出用



自治会手作りボックス



◎紙・布類の戸別収集サービスについて

自治会総連合と古紙リサイクル事業組合では、紙・布類のごみの運び出しが困難な自治会加入世帯を対象に戸別収集サービスを行っています。

対 象	①65歳以上の方のみでお住まいの世帯 ②障がいのある方のみでお住まいの世帯 ③障がいのある方と65歳以上の方のみでお住まいの世帯 ※その他、自治会と古紙リサイクル事業組合で支援が必要であると認めた世帯
収集方法	・収集日に家の前に置かれた紙・布類を回収します。 ・集合住宅の場合、防犯・防災上の観点から、入口より中に入ることができませんので、個別に古紙リサイクル事業組合に確認してください。

利用料金	無料
申込み	・希望世帯は、各自治会の自治会長または組長に連絡します。 (組長が連絡を受けた場合は、自治会長へ伝えます。) ・自治会長から、古紙リサイクル事業組合へ連絡していただき、登録します。 登録後、古紙リサイクル事業組合が詳しいサービス内容を希望世帯へ直接説明します。

問い合わせ先 古紙リサイクル事業組合 ((株) 二見内) 電話：23-3125

◎火災と紛らわしい煙や火が発生するとき

自治会などが主催する催しについては、市火災予防条例上の届け出の必要はありませんが、火災発生防止のために、自主的に消火器などの消火用具を備える点と、強風の場合は、中止(順延)も判断する点にお気を付けください。

なお、ご相談は、予防課もしくは、小田原市消防本部管轄の消防署、分署及び出張所にお問い合わせください。

問い合わせ先：小田原市消防本部 予防課 予防係 49-4427

参 考

◎自治会の会計処理について

◎適正な運営及び会員への報告について

私達は、毎年、予算や決算について、役員審議や「総会」に諮るなど、自治会の運営は自治会内の総意をもって行っております。

しかし、しっかりと報告を行ったとしても、ほんの些細なことから「自治会の会計は不明瞭だ」などの声があがることもあります。

自治会員の大切なお金を預かっている以上、「適正な会計処理」と「会員への報告」が求められていることを再確認してください。

◎自治会の会計と神社関係の会計について

近年、自治会の会計と神社の会計を同じ会計にすることについて、全国各地で議論がなされております。

そして、一例として、2002年、自治会費に含まれる神社関係費の支払いを拒んだ結果、自治会から除名された会員が、「自治会員としての地位確認」を求めた訴訟で、地方（佐賀）裁判所は、会員に「自治会員としての地位」を認める判決が出されています。

この判決は、自治会の神社費徴収についての初めての事例と言われており、近年、各地の自治会では、自治会費と神社関係費を別会計とする動きが出ているため、氏子会費など神社関係費の徴収は、慎重に行う必要があります。

なお、例えば「お祭り」を例にとりますと、地域の方の意識としては、必ずしも「お祭り」＝「宗教行事」ではなく、昔からの地域内行事と考えている方も多いと思います。

しかしながら、このような場合は、例えば「お祭り実行委員」を組織して、実行委員会の通帳により会計を処理するなどの対応をお勧めします。

◎自治会の会計における寄付金等の扱いについて

自治会では、自治会費とは別に自治会以外の団体の会費や寄付金などを集金している場合と自治会費として一括して集金している場合があります。

一括して集金していて内訳を示していない場合、集金した金額の内訳が不明なため、住民から寄付金にはどうしても協力したくないのに自治会費の中から勝手に寄付をしているということになりかねません。

そこで、会費徴収にあたり、次の点についてご配慮ください。

- ・ 集金する内容ごとに領収書を発行する。
- ・ 一括で集金する場合、内訳が分かる領収書を発行する。
- ・ 総会において、会費等の内訳と一括で集金に伺うことを決定し、その内容を回覧等で住民に周知する。

◎『コミュニティ団体運営の手引き』のご案内

総務省では、コミュニティ団体の運営について「お金」の管理を中心に整理した、『コミュニティ団体運営の手引き～自治会、町内会、その他地域活動を行うグループの皆さまに～』という冊子（133ページ）を作成し、ホームページに掲載しています。

掲載ページ https://www.soumu.go.jp/main_content/000060774.pdf

印刷したものは、地域政策課に置いてありますので、閲覧及びコピー等ご利用ください。

◎自治会総連合設置の印刷機について

小田原市自治会総連合では、コミュニティ助成事業で購入した印刷機を、川東タウンセンターマロニエ、城北タウンセンターいずみ、橘タウンセンターこゆるぎ、市民交流センターUMECOの4か所に設置しています。また、川東タウンセンターマロニエは、令和6年度にカラーコピー機を設置しました。各施設の窓口に声をかけてから使用してください。

印刷機の料金は以下のとおりです。

- ・ 製版 1回につき 50円
- ・ 印刷 10枚につき 10円（こゆるぎは5枚につき5円）
- ・ 印刷する用紙は持ち込みになります。

カラーコピー機の料金は以下のとおりです。

種 類 \ サイズ	A4片面	A3片面	B4片面
白黒コピー	10円	10円	10円
2色（赤黒）コピー	10円	10円	10円
カラーコピー	30円	50円	30円

- ・ 印刷する用紙は持ち込みになります。

※利用にあたっては、紙幣が使えませんので、お手数ですが500円玉、100円玉などの硬貨をご用意ください。

（平成29年度にマロニエ、いずみ、こゆるぎの3施設に両替機（新札は非対応です）を設置しましたので、1,000円札の両替は可能です。）

◎自治会カードおだわら事業について

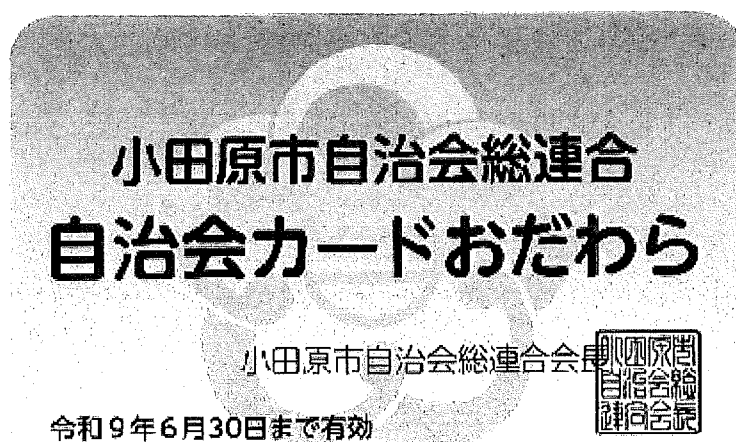
小田原市自治会総連合では、地域の活性化と顔の見える関係づくりを促進させるため、「自治会カードおだわら」事業を平成31年（2019年）3月から市内全地区で実施しております。

この事業は、自治会総連合が自治会加入世帯に会員証にあたるカードを発行し、自治会員はカードを協力店舗で提示することで、店舗指定のお得なサービスが受けられる事業です。

よく「自治会加入のメリットは何か？」と聞かれ、これまで分かりやすく目に見えた形のメリットがありませんでしたが、この事業は自治会員への分かりやすいメリットになると考えており、自治会加入促進にも繋げたいと思います。

【事業概要】

- ・令和6年度に入り、これまでの事業を更新し、自治会長さんが改めて自治会内の店舗に協力を依頼した結果、80軒近い店舗さんにご協力いただくことになりました。
- ・自治会加入世帯には、自治会カード1枚、案内パンフレット1部を自治会経由で配布しています。
- ・自治会カードと案内パンフレットは自治会長さんに予備をお渡ししておりますので、新規加入世帯やカードなどを紛失された自治会員さんにお渡しください。また、カードなどが足りない場合は、追加分を自治会長さんに送付いたしますので、総連合事務局（33-1457）までご連絡下さい。
- ・新規でご協力いただける店舗さんも随時受け付けておりますので、引き続き地域の店舗さんへの協力依頼をお願いいたします。



（自治会カード）

◎自治会の合併について

近年、全国的に少子高齢化や単身世帯の増加が進んでいることが影響し、自治会加入率の低下、加入世帯の減少、役員のなり手不足など、組織運営の問題についての相談が増えてきています。

これらの問題を解決する手法の一つとして、近接する自治会同士の合併が挙げられます。コミュニティの強化、役員の担い手確保など、様々な効果が期待できますが、自治会の運営方法の統一や自治会員の合意形成など、合併に至るまでには、概ね1～2年程度の期間は必要となります。

今後の自治会運営に不安がある場合には、現況をお伺いしながら、合併や運営方法の見直しについて、よりよい方策を一緒に考えてまいりますので、お気軽にご相談ください。

【合併のメリット】

- 財源確保 → 自治会費や市からの委託料等の収入が増える
- 役員担い手の確保 → 役員等の担い手候補者が増える
- 推薦人員の削減 → 防災リーダーなど推薦人員が減る など

【合併手続きの課題】

- 合併前にそれぞれで実施している祭礼、地域伝統の催し物などの行事
- 集会場（公民館）などの所有不動産の取扱い
- 自治会費、積立金、内部留保などの取扱い など

【合併手続きの流れ（例）】

- ①自治会内の意思統一を図る（総会、アンケート等）
↓※合併に向けた意思統一が図られたら
- ②各自治会から代表者の選定し、委員会を設置する
↓※代表者は各自治会との調整役となる
- ③統合に向けての主な調整事項
 - ・名称、規約、組織体制
 - ・会員の位置付けについて（正会員、準会員、定年制など）
 - ・会費及び会費の徴収方法について
 - ・運営方針や資産管理について
 - ・合併する時期について↓※合併に向けた調整が済んだら
- ④総会における合併承認

◎個人情報保護法について

平成 17 年 4 月に施行された「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」と言います。)が、令和 3 年 5 月に最終改正され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されました。

＊「個人情報」とは

生存する個人に関する情報で、特定の人物のものだと分かるものを指します。
氏名だけでなく、生年月日、住所、電話番号、家族構成、職業等や、自治会における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には、個人情報になります。

○ 自治会の個人情報取扱いに関する法改正について

平成 29 年 5 月の改正までは、5,000 人分以下の個人情報を取り扱う事業者には、個人情報保護法の適用はありませんでしたが、平成 29 年 5 月 30 日以降は、全ての事業者が個人情報保護法のルールに基づいた取扱いを求められており、自治会やマンションの管理組合等の非営利組織もその対象となっているため、会員名簿を作成する等で、個人情報を管理している場合は、個人情報取扱事業者として、法で定める義務等を守る必要が生じます。

個人情報保護法についての重要事項

- 1 個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めた法律です。個人情報を何に使うか、利用の目的を明確にし、きちんと管理することが求められていますので、個人情報を取得するときは、利用の目的をできる限り具体的に明らかにしましょう。
- 2 1 で決めた利用目的のほか、管理・運用方法について会員の皆さんと相談し、あらかじめ「個人情報の取扱ルール」を定めておくことが望ましいです。また、管理・運用方法をルールとして定めておくことで、会員の皆さんに個人情報の提供を依頼する際にも一層の理解が得られると考えられます。
定めたルールは、総会や回覧などで会員の皆さんに説明したり、回覧版を利用したりするなど、会員全員に周知しましょう。
※ どのようなルールを定めるかは P.61 を、また、個人情報の取扱ルール(案)は P.62～63 を参考にしてください。
- 3 自治会の諸活動や緊急時など、自治会運営にあたっては、会員情報の把握が重要です。自治会が個人情報保護法の対象になるからといって、会員名簿を取り扱ってはいけないということではありません。
- 4 これまでに取得している個人情報については、新たに取得しなおす必要はなく、情報を安全に管理していれば問題はありません。

1 新たに個人情報を取得するときは、利用目的、利用内容を加入申込書や、実際に個人情報を記入いただく用紙に明記するなど、相手に伝えましょう。用紙提出用として封筒を用意し、他の人に見られないようにする等の配慮をお願いします。

2 個人情報を保管する際は、

①集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じましょう。

②集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続き方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正するようにしましょう。

3 個人情報を本人以外の第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得ましょう。

例外として、①法令に基づく場合（警察からの照会）、②人命にかかわる場合で本人から同意を得るのが困難な場合（災害時等）、③業務を委託する場合（配送業者に配送先の氏名・住所を渡す場合）などの場合については、本人の同意を得なくても情報を提供できます。

また、第三者から個人情報をもらうときは、「氏名」「第三者がその個人情報を取得した経緯（その個人情報をどのように取得したか）」等を確認し、その記録を原則3年間保存する必要があります。

※ 会員名簿を作成し、配布する場合は、目的とともに、会員に配布するところまであらかじめ伝え、配布先を記録し、保存する必要があります。

※ これらは、例えば電話帳など、不特定多数の人がいつでも入手できるものに関しては除外になります。

4 「要配慮個人情報」は、本人の同意を得て取得するようにしましょう。

※ 「要配慮個人情報」とは

個人情報のうち、「人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により罪を被った事実、障がい、健康診断・検査の結果、医師等からの指導・診療・調剤が行われたこと、刑事事件・少年の保護事件に関する情報等」を要配慮個人情報といいます。

5 苦情の申し出に対応しましょう。

個人情報の取扱いに関する苦情の申し出先を分かるようにするなど、必要な体制を整備し、苦情の申し出があったときに適切かつ迅速に対応してください。

6 不正な利益を図る目的で個人情報を提供・盗用しないようにしましょう。

構成員等が個人情報を不正に持ち出し売ってしまう等した場合は、法により懲役または罰金が科されます。

〇〇自治会 個人情報の取扱ルール

（令和〇年〇月〇日制定）

（目的）

第1条 このルールは、〇〇自治会（以下「本会」という。）が保有する個人情報について適正な取り扱いを確保することを目的として定めます。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めます。

（周知）

第3条 本会は、この取扱ルールを総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

（個人情報の取得）

第4条 本会は、会長が「〇〇自治会加入届」「調査票」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時連絡先及びその他の項目で、会員があらかじめ同意した事項とします。

3 本会が配付する〇〇自治会名簿に記載する個人情報は、氏名、〇〇、〇〇（必要に応じて情報を追記してください）などで会員が同意する事項とします。

（利用）

第5条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利用します。

- （1）会費の請求、会議の開催、管理、その他文書の送付など
- （2）会員名簿の作成及び会の区域図の作成
- （3）会員相互の親睦や交流のための活動
- （4）敬老祝い金等の対象者の把握
- （5）防犯、防災の活動
- （6）災害時等における支援活動
- （7）その他総会で議決された事業及び活動等

（管理）

第6条 取得した個人情報は、会長又は会長が指定する役員（以下「管理者」という。）が保管し、適正に管理します。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

（秘密保持義務）

第7条 管理者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。また、その職を退いた後も、同様とします。

(提供)

第8条 個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者(委託・共同利用の相手方を除く。)に提供しません。

(1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第9条 管理者は、個人情報を第三者(市役所等を除く。)に提供したときは、法第29条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第10条 管理者は、第三者(市役所等を除く。)から個人情報の提供を受けるに際しては、法第30条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保存します。

(開示)

第11条 会員は、第4条の規程に基づき提供した会員本人の個人情報について、管理者に対し開示を請求することができます。

2 管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったときは、法第33条第2項に基づき、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第12条 会員は、第4条に基づき提供した会員本人の個人情報について、管理者に対し訂正等を求めることができます。

2 前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第13条 管理者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(苦情相談等)

第14条 ○○自治会における開示請求、訂正等請求、利用停止等請求及び苦情相談等の窓口は○○(例：会長等)とします。

附則

この取扱ルールは、令和○年○月○日から施行します。

総連合から各会長さんへ ～情報発信について～

◎ 通知、事務連絡

総連合から、直接、連合会長や各自治会長にご連絡する場合があります。

◎ 『人・まち・ふれあい』（自治会だより）

自治会総連合が発行する「新聞」で、年に2回、全世帯への配布か回覧を予定しています。

◎ タブレット端末の活用と FAX について

総連合からの情報発信や、各自治会への連絡手段として、タブレット端末の防災ナビアプリを活用しています。防災ナビの「お知らせ」機能を用いて通知しますので、定期的にご確認ください。

また、緊急時などには自治会役員等報告書に記載いただいた FAX 番号に通知させていただく場合があります。

（事務局 FAX は、34－3822）

*FAX を必ず設置してほしいという趣旨ではありません。

◎ 簡易掲示板（「小田原市自治会総連合」と記載されている掲示板）

総連合では、各自治会から住民に対しての情報発信を支援しています。簡易掲示板の設置・撤去に係る費用については、各自治会で負担していただきますが、掲示板の画板（掲示）本体部分の交換・導入費については対象となりますので事務局までご相談ください。

自治会長ハンドブック

令和7年5月発行

発行 小田原市自治会総連合

〒250-8555

小田原市荻窪300番地

小田原市市民部地域政策課内